

## 解題 中国「新聞記者証管理弁法」について

山本 賢二\*

中国の「新聞記者証管理弁法」(『新闻记者证管理办法』)はその名の通り「新聞記者証」を「管理」する「弁法」である。中国において「弁法」(「办法」)とは「国家行政主管部門がある法令、条例を貫徹執行、あるいはある種の活動を進めるうえでの方法、段取、措置などに対して、具体的規定を提起した法規的公文である」(「百度」)であり、ここでの「国家行政主管部門」は同「弁法」を制定した国家新聞出版総署(2013年、国家新聞出版ラジオテレビ総局「国家新闻出版广电总局」に改組)となる。

### 1. 1989年4月の「記者証を新たに確認発給することに関する新聞出版署の通知」と1990年9月の「記者証を新たに確認発給する業務を引き続き行うことに関する新聞出版署の通知

もとより、「記者証」は以前より存在してきたが、その具体的管理は1989年4月に出された「記者証を新たに確認発給することに関する新聞出版署の通知」(『新闻出版署关于重新核发记者证的通告』)とそれに続き1990年9月に出された「記者証を新たに確認発給する業務を引き続き行うことに関する新聞出版署の通知」(『新闻出版署关于继续进行重新核发记者证工作的通知』)に始まる。前者の「通知」下達後、「確認発給」は89年6月4日の天安門事件を象徴とした民主化運動の影響を受けた。その運動の中で「新聞の自由」を求めてデモを行った記者も少なくなく、その再登録が一段落したのを待って、後者の「通知」が出されたのである。ただ、後者の「通知」につけられた「説明」には「時事的定期刊行物の境界が割りと複雑なため、定期刊行物の社の記者証の確認発給は今回は暫時行わない」としており、「89民運」の余韻を感じさせる。

前者の「通知」は「一部の新聞単位は記者証の発給と使用の面で割と混乱しており、記者証を乱発したり、記者証の形を変えた販売および不法分子が記者証を偽造、偽称使用し、それをひけらかし人を騙すような状況さえ生まれている。ある非新聞機関も記者証を乱発し、社会的に悪い影響をもたらしている。」として、「国内統一刊行物番号」を持つ新聞社、定期刊行物などの正式な記者、編集以外にも、当該新聞単位の記者100人以上は10%、同100人以下は15%を超えない範囲で「特約記者証」の発給を認めたが、「特約ライター」や「通信員」にはその発給を禁じた。また、後者の「説明」にあるように各ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所の記者証については、ラジオ映画テレビ部の「全国ラジオ映画テレビ系統の記者証を新たに確認発給することに関する具体的弁法」(「关于重新核发全国广播影视系统记者证的具体办法」)に従って行うことが示された。

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

## 2. 1998年4月の「全国で統一的に記者証を更新することに関する通知」

こうした各新聞機関が独自の「記者証」を発給していた第一段階を経て、全国に統一された「記者証」を発給する第二段階に入ったことを象徴するのが1998年4月に出された「全国で統一的に記者証を更新することに関する通知」（『关于全国统一换发记者证的通知』）である。

同「通知」は記者証の更新申請にあたって、記者の資格審査を記者の所属している関係機関に委ねるとともに、「記者証受領登記表」と「記者証受領人員情況表」等の提出を義務づけた。また、「記者証」の発給範囲も、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所にまで拡大し、「特約記者証」についても規模に関係なく15%にまで発給範囲を広げた。ただし、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所は「特約記者証」を発給できないことが定められた。

そして、記者証には「新聞出版署によって統一的に印刷制作し番号をふる」とし、完全な国家管理に移行した。

## 3. 2001年6月の「より一層記者証の管理を強化することに関する新聞出版総署の通知」

その後、2001年に出された「より一層記者証の管理を強化することに関する新聞出版総署の通知」（『新闻出版总署关于进一步加强记者证管理的通知』）はこれまで「全国30万の記者」に記者証を発給しその使用や管理監督に成果を上げたが「当面、記者証の発給や使用の面でまだ程度の差はあるが問題が存在している。一部の記者ではない者が記者証を所持したり、少数の記者は記者証を使用し取材ではない活動を行ったり、個別の単位は私的に記者証を模造し、不法に記者証を売買しさえするなどしている。これらの問題は記者の正常な取材に影響を与えるばかりでなく、ニュースメディア、新聞記者の社会的イメージを損なう」として、管理を強化するよう呼びかけた。

その「通知」の「二」は「記者証は全国新聞単位の中の記者および取材業務を兼務する編集が正常な取材活動を行う際にのみ使用されるものである。新聞単位とは『国内統一刊行物番号』に組み入れられた新聞社、時事的定期刊行物、および国家の関係部門によって認可設立された通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所や関係単位を指す。記者証の使用者は新聞単位の正式な業務人員の中のニュース取材編集業務に従事する記者、取材業務を兼務する編集、新聞単位および単位内の編集部門の指導成員であるべきであり、その他の単位および個人は受領使用する権利はない。」と戒めている。

また、「六」では「記者証の使用期限は一般に五年とする。聘用制記者と特約記者の記者証使用期限は二年とする。」として、記者証の期限を設定した。これにより、記者証は一度取得すればよいものではなく、五年ごとに受領の申請をしなければならなくなった。

さらに「九」では不正を行った者に対して「批判、通報批判、警告などの行政処罰を行い、情状が重大な者には記者証を取り消すことができる。」という罰則規定も入れられた。

## 4. 2003年12月の「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」

そして、2003年には「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」（『关于全国统

一換発新聞記者証的通知)』が出された。

「03通知」は「一、発給範囲」の中で「1、新聞記者証の発給範囲は新聞機関の中で、下記の条件を備える人員である：(1) 国家法律法規、新聞紀律、新聞工作者職業道徳を遵守する；(2) 大学専科以上の学歴と国務院の関係部門を通じて認定されたニュース取材編集従業資格を備える；(3) 新聞機関編成内でニュース取材編集業務に従事、或いは新聞機関が正式に任用しニュース取材編集業務に従事し、しかも、連続任用期間がすでに一年以上に達している。」として、「新聞記者証」の受領申請資格を明示した。

また、同「一、発給範囲」では「新聞機関とは国家の関連行政部門に認可され設立された『国内統一刊行物番号』に組み入れられた新聞、時事的定期刊行物の出版単位、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所及びその他の関係単位を指す。その中では、時事的定期刊行物は新聞出版総署によって認定される。ラジオ、テレビ新聞機関の認定は、国家ラジオ映画テレビ総局の関係認可文書を根拠とする。」として、「新聞機関」の定義とその「認定」職責の所在を明確にした。

さらに、「四、使用、更新と抹消」においては、「3、新聞記者証は五年ごと一度統一して更新する。新聞機関の中の編成内におけるニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は2008年12月31日までとする。新聞機関によって正式に任用された非編成内のニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は任用契約期間と同じ。」とするとともに、「4、新聞記者証は年度確認検証制度を実行する。年度確認検証に通らなかった新聞記者証は、発給機関によって抹消され、引き続き使用することはできない。」として「年度確認検証制度」の導入を明記した。

これに加えて、「五、管理と監督」の「5」では「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて「社会の監督」を受けべきことも明示された。

## 5. 2005年版「新聞記者証管理弁法」の制定

この「03通知」がひな型になって2005年3月1日に施行されたのが「新聞記者証管理弁法」である。その「第1章 総則」の第1条から第4条において「05弁法」の制定目的、新聞記者証の意義、発給方法、新聞機関の定義などがそれぞれ次のように明記されている。

第一条：新聞記者証の発給、使用及び管理を規範化し、新聞記者の正常的な取材活動を保障し、新聞記者と社会公衆の合法的權益を守るために、《確実に留保する必要がある行政審査、認可項目設定行政許可に対する国務院の決定》に基づき本弁法を制定する。

第二条：全国新聞機関は統一された様式の記者証を使用し、証明書の名称は新聞記者証とする。

新聞記者証は我が国の新聞機関のニュース取材編集人員がニュース取材活動に従事する際に使用する有効な業務身分証明書であり、新聞出版総署によって統一的に印刷、制作されるとともに審査、発給される。

第三条：新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に番号がふられるとともに、新聞出版総署印、新聞記者証審査発給専用印、新聞記者証年度審査合格専用印及び当該新聞機関公印が押されてはじめて有効となる。

その他のいかなる単位あるいは個人も新聞記者証を制作、模造してはならず、特に取材の使用に提供されるその他の正式な証明書を制作、発給してはならない。

第四条：本弁法の称するところの新聞機関とは、国家の関係行政部門に認可され出版許可書を受けた新聞紙及び時事的定期刊行物出版単位及び通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所等ニュース取材、編集業務を備える単位を指す。その中では、新聞紙、時事的定期刊行物の出版単位は新聞出版総署に認定される；ラジオ、テレビ新聞機関の認定は国家ラジオ映画テレビ総局の関係認可文書を根拠とする。

また、第10条には解放軍と武装警察部隊系統を除き「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて新聞記者証発給申請などを行うことが明示されると同時に、第27条には社会の監督を受けるためにそのアドレスの公開も定められた。

さらに、第11条には新聞記者証申請資格要件が次のように明示された。

第十一条 新聞機関の中で新聞記者証を発給する人員は下記の条件を備えなければならない；

(一) 国家の法律、法規および新聞工作者職業道徳を遵守する。

(二) 大学専科以上の学歴および国务院関係部門に認定されたニュース取材、編集従業資格を備える；

(三) 新聞機関の編成内においてニュース取材、編集業務に従事する人員、あるいは新聞機関が正式に任用しニュース取材、編集業務に従事し、しかも連続任用期間が1年以上に達する非編成内人員。

本条の称するところの“新聞機関によって正式に任用される”とは、ニュース取材編集とその所在新聞機関とが任用契約を結んでいることを指す。

そして、第16条には5年に一度更新を行うことが明記された。

## 6. 2009年版「新聞記者証管理弁法」の制定

上述の「05弁法」を改定したのが2009年版「新聞記者証管理弁法」である。この2009年10月15日に施行された「09弁法」の条文は「05弁法」の31条から40条に増加している。新聞記者証の発給申請手続きは基本的には「05弁法」を踏襲している。「09弁法」にはその第五条に新聞記者が取材にあたって「法律の保護を受ける」とする次のような条文が加えられている。

第五条 新聞記者が新聞記者証を所持し法律に基づいて、ニュース取材活動に従事する場合、法律の保護を受ける。各級人民政府及びその職能部門、業務人員は合法的ニュース取材編集活動に必要な利便と保障を提供するべきである。

いかなる組織あるいは個人も新聞機関およびその新聞記者の合法的な取材活動を妨害、阻害してはならない。

「05 弁法」においては第 13 条に「第十三条 …。新聞記者証所持者のニュース取材編集に従事する合法的な権益は法律の保護を受ける。」とだけあったが、「09 弁法」は特に上掲の一条を設けてニュース取材編集にあたって「法律の保護」が受けられることと「合法的な取材活動を妨害、阻害してはならない。」ことを明示した点、この条文にある「法律の保護」が新聞記者の「権利」を「保障」するいかなる法律を指しているのか不明であるものの、こうした文言が加えられたことは中国の新聞工作者にとってひとつの「後ろ盾」ができたと言えるであろう。

また、第十八条には「ニュース報道の真実、全面、客観、公正を確保」すべきことなどが次のように明示された。

第十八条 新聞記者が新聞記者証を使用し、ニュース取材活動に従事する際は、法律規定と新聞職業道徳を遵守すべきであり、ニュース報道の真実、全面、客観、公正を確保し、虚偽報道を編集発信してはならず、虚偽のニュースを掲載放送してはならず、報道すべきニュースの事実を私的に隠匿してはならない。

この「ニュース報道の真実、全面、客観、公正を確保」すべきという文言は中共中央宣伝部、国家ラジオテレビ総局、新聞出版総署が 2005 年 3 月 22 日に合同で下達した「ニュース取材編集人員従業管理に関する規定（試行）」（「关于新闻采编人员从业管理的规定（试行）」）の「第 3 条」にある「ニュース取材編集人員は真実、全面、客観、公正の原則を堅持し、ニュースの事実の正確を確保しなければならない。真剣にニュースソースを確認し、虚偽で事実ではない報道を杜絶しなければならない。ニュース報道はニュースメディアが掲載発信する時、实名制を実行しなければならない。すなわち作者の本当の氏名が署名されなければならない。…」と軌を一にしている。これは、ニュース報道において「真実、全面、客観、公正」が「確保」されないと行政処罰を受けるということを意味している。

さらに、この「09 弁法」は特に「責任」について「行政措置」の種類＝「(一) 通報批判；(二) 公開での自己批判を命ずる；(三) 是正を命ずる；(四) 新聞記者証の使用を中止させる；(五) 主管単位、主宰単位に整頓改革の監督の責任を負わせる。」を明記した「第三十四条」から第三十八条までそれぞれ細目を挙げて詳しく規定、厳格に対応することが明文化された。

## 7. 2013 年 9 月の「ニュース取材編集人員職域研修を繰り広げることにに関する通知」と『新聞記者研修教材 2013』

2014 年に行われる新聞記者証更新の前に、国家新聞出版ラジオテレビ総局は 2013 年 9 月 25 日に「ニュース取材編集人員職域研修を繰り広げることにに関する通知」（关于开展新闻采编人员岗位培训的通知）を下達した。これはこれまで記者証更新の前に行われてきた「ニュース取材編集人員資格研修」（新闻出版总署关于新闻采编人员资格培训实施工作的通知）の継続であり、新聞記者証の更新にあたって、研修を行い、それに合格することが必要要件の一つになっているからである。

この「13 通知」はその「一」で「研修目的」を次のように定義している。

全面的にニュース取材編集人員の全体的素養を向上させるために、ニュース取材編集人員が真剣に職責を履行し、それにより自覚をもってマルクス主義の新聞観を堅持、社会主義の核心的価値観を打ち立て、自覚して新聞法規規定を遵守、自覚して新聞職業道徳を遵守する良い風紀をつくりだし、よりよく人民に奉仕、社会主義に奉仕、全党全国の大局に奉仕させるよう教育し、導く。

その「研修内容」については「国家新聞出版ラジオテレビ総局が組織編集した『新聞記者研修教材 2013』とそれにセットで制作した6集のテレビ教学ビデオを主とし、それには『中国の特色を備えた社会主義』、『マルクス主義新聞観』、『新聞倫理』、『新聞法規』、『ニュース取材編集規範』および『虚偽ニュース防止』の6テーマとわが国の主要新聞法規規定および新聞単位管理規範を含む。」としている。

そして、研修は新聞記者証所持者30人以上の新聞機関は当該機関が行い、それ以下は主管行政単位が行い、少なくとも18時間の確保が求められるとともに、試験による研修考課の合格者は新聞記者証の更新申請が認められるとしている。

これまでは、例えば2003年には必読書として新聞出版総署研修センターが編集し、中国大百科全書出版社から出版された『ニュース取材編集人員資格研修学習用書』が指定され、参考書として『新聞理論教程』（高等教育出版社）が推薦されていた（必读书为：《新闻采编人员资格培训学习用书 报纸出版工作法律法规选编》（新闻出版总署教育培训中心编、中国大百科全书出版社出版）。推荐参考书为：《新闻理论教程》，（高等教育出版社出版）。（新闻出版总署关于新闻采编人员资格培训实施工作的通知 新闻出版总署2003年1月10日）が、今回2014年度の更新では初めて国家新聞出版ラジオテレビ総局によって『新聞記者研修教材 2013』という統一教材がつくられたことが特筆される。その教材は「…2013」とあるところから、次の新聞記者証更新に当たっても「…2018」として国家新聞出版ラジオテレビ総局が作成することになるのであろう。

なお、『新聞記者研修教材 2013』は上下二冊本（738頁）で人民出版社から2013年9月に出版された。同「教材」は「研修課程」、「学習参考資料」、「新聞単位取材編集管理規範」、「練習問題」という四つの部分からなり、「研修課程」は前述の『中国の特色を備えた社会主義』、『マルクス主義新聞観』、『新聞倫理』、『新聞法規』、『ニュース取材編集規範』および『虚偽ニュース防止』の6テーマで構成されている。「学習参考資料」には関係法規、「新聞単位取材編集管理規範」には実際のニュース報道にあたっての「規範」が説明されている。そして、「練習問題」には「問題」とともに解答も示されている。

その中でも特に「規範」部分（「新聞単位采編管理規範」pp.579-631）はわれわれにとって中国のニュース報道を解析する上で参考価値が高い。そこには1「ニュース取材編集人員職業規範」（新聞采編人員職業規範 pp.581-596）、2「ニュース取材編集および出版の工程管理規定」（新聞采編及出版流程管理規定 pp. 596-602）、3「ニュースメディアおよび取材編集人員ウェイボー使用規定」（新聞媒体及采編人員使用微博規定 pp. 603-608）、4「案件報道管理規定」（案件報道管理規定 pp. 608-612）、5「財經報道管理規定」（財經報道管理規定 pp. 612-616）、6「國際報道管理規定」（國際報道管理規定 pp.616-617）、7「編集校閲管理規定」（編校管理規定 PP. 617-622）、8「メディア広告掲載発信管理規定」（媒体廣告刊發管理規定 pp. 622-626）、9「新聞単位秘密保護管理規定」

(新聞単位保守管理規定 pp. 626-631) が掲載されている。これらの「規範」と「規定」はすべてが同書の「編者」が人民日報をはじめ中国のメディアの「内部管理規定」を参考にして作られたものである。

例えば、「国際報道管理規定」であるが、その冒頭に「メディアの国際報道を規範化するために、編者は人民日報社、新華社など中央の新聞単位の内部管理規定を参考とし、特に以下の国際報道規範を制定し、業種内の参考に供する。」として13条からなる「規定」を載せている。

その「第一条」は「国際報道は国家利益を擁護することを自らの任務とし、適時、正確に世界各国の各領域の重要な情報を伝え、深く掘り下げて国際情勢と動向を解析し、努力して中国の視座を体現、中国の理念を伝え、中国の声を発するべきである。」(国际报道应以维护国家利益为己任, 及时、准确地传播世界各国各领域重要信息, 深入解析国际局势和动向, 努力体现中国视角、传播中国理念、发出中国声音。)、 「第二条」は「国家の外交の大局に従い、奉仕するという原則を遵守する。正確、鮮明に我が国政府の重大事件、重要問題に対する立場と観点を表現し、わが国の外交政策と国際情勢を正しく認識するように社会公衆を導く。」(遵守服从服务于国家外交大局的原则。准确、鲜明地表达我国政府对重大事件、重要问题的立场与观点, 引导社会公众正确认识我国外交政策和国际形势。)、そして、「第三条」は「国内国際二つの大局を一つにまとめるという原則を遵守する。国内国際二つの輿論場と結び付けて、対外的な輿論の導き、輿論闘争を強化するとともに、国内公衆の心理と需要を重点的に考慮し、内外が結び付き、効果的に呼応することを実行する。」(遵守统筹国内国际两个大局的原则。结合国内国际两个舆论场, 既加强对外的舆论引导、舆论斗争, 又注重考虑国内公众的心理和需求, 做到内外结合、有效配合。)としており、「中国の視座」、「中国の理念」、「中国の声」、中国「政府」の「立場と観点」を伝え、中国の「外交政策と国際情勢を正しく認識するように社会公衆を導く。」とともに、「対外的な輿論の導き、輿論闘争を強化する」よう「規定」し、中国モデルの国際報道の在り方を明示している。

もとより、「人民日報社、新華社など中央の新聞単位の内部管理規定」など公開されるはずもない中で、それを「参考」にしてつくられたこうした「規定」は今後における中国の「国際報道」分析にあたっての第一の資料となるであろう。

## 8. 2014年7月の「2014年新聞記者証更新に関する通知」

直近の「2014年新聞記者証更新に関する通知」(「关于2014年换发新闻记者证的通告」)と「2014年新聞記者証更新実施弁法」(「2014年新闻记者证换发实施办法」)は上記の「09弁法」に準拠しているが、新聞記者証の更新にあたって新たな条件が加えられている。それは新聞記者証更新申請資格要件の一つに「秘密保護誓約書」と「職務行為情報秘密保護取り決め」が加えられたことである。

「14通知」は新聞記者証更新資格要件のなかで「(5)新聞機関と秘密保護誓約書および職務行為情報秘密保護取り決め」に署名する。」とあり、その内容について「秘密保護誓約書と職務行為情報秘密保護取り決めとは新聞機関が『国家秘密保護法』、『労働契約法』および『新聞従業人員職務行為情報管理弁法』などの関係規定に合わせ、ニュース取材編集人員と署名した秘密保護誓約書と職務行為情報秘密保護取り決めを指している。秘密保護誓約書と職務行為情報秘密保護取り決めは

ニュース取材編集人員の職務行為情報の権利の帰属、使用規範および違約責任を明確にし、ニュース取材編集人員に国家秘密を保護し、国家利益を擁護することを求め、当該単位の許可なくして職務行為情報を勝手に発表してはならず、職務行為情報を利用して不法な利益を得ようとしてはならないことを明らかにしなければならない。」としている。

こうした新聞記者の職務行為における秘密保護条項は新聞記者証管理の「09 弁法」が今後改定される際に加えられ、明文規定されることになろう。

なお、この「14 通知」とともに「2014 年新聞記者証更新実施弁法」（「2014 年新闻记者证换发实施办法」）も下達されている。

## 9. 2014 年 10 月の「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」

国家新聞出版ラジオテレビ総局と国家インターネット情報弁公室によって 2014 年 10 月 21 日に下達された「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」（关于在新闻网站核发新闻记者证的告知）はこれまで伝統メディアの「ニュース取材編集人員」だけに発給されていた新聞記者証をインターネットのウェブサイトにも拡大するものであり、インターネットという新興メディアに流される情報を伝統メディアと同じように管理するための措置である。

「各省、自治区、直轄市新聞出版放送テレビ局、インターネット情報弁公室、新疆生産建設兵団新聞出版局、インターネット情報弁公室、中央と国家機関各部委、各民主党派、各人民団体新聞機関主管単位、中央インターネットニュースサイト」にあてた同「通知」は「インターネットニュースサイトの編集記者隊列の建設を強化し、隊列全体の素養を向上させるため、中央の関係要求に基づき、…すでにインターネットニュース情報サービス許可一類資質を取得するとともに条件に合致したインターネットニュースサイトの中で『周密に実施し、時期を分け類別ごとに、穏当かつ順序だつて、管理できコントロールできる』という原則に従って新聞記者証を確認発給することを決定した。」とし、「受領申請範囲」を「国家インターネット情報弁公室に認可され、インターネットニュース情報サービス許可一類資質を取得するとともに条件に合致したインターネットニュースサイトの中で、ニュース取材編集業務に専業として従事している在職人員。」であることを明示すると同時に、「受領申請条件」についても下記の要件を備えることが規定された。

- (1) 国家の法律、法規および新聞工作者職業道徳を遵守する。
- (2) インターネットニュースサイトの編成内あるいは正式に任用され、専業としてニュース取材編集に従事し一年以上のニュース取材編集業務経歴をもつ。
- (3) 大学専科以上の学歴を備える。
- (4) 国家インターネット情報弁公室の交付した「インターネットニュース取材編集研修合格証」あるいは新聞出版ラジオテレビ行政部門が交付した職業資格証を得ている。

「受領申請手順」については「中央のインターネットニュースサイトの新聞記者証を受領申請する人員は、国家インターネット情報弁公室の審査承認を受けた後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。地方のインターネットニュースサイトの新聞記者証を受領申請する人員

は、所在地の省級インターネット情報主管部門と省級新聞出版ラジオテレビ部門の審査承認を受けた後、国家インターネット情報弁公室へ報告再審査後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。」としており、「国家インターネット弁公室」を通じて、「国家新聞出版ラジオテレビ総局」が発給することが明示されている。そして、「受領申請期間」を「2015年1月から適時条件に合致したインターネットニュースサイトの新聞記者証受領審査承認発給工作を組織する。」としている。

この「通知」は伝統メディアと新興メディアの融合を目指す習近平体制の情報管理強化の一環であり、最終的にはすべてのインターネットにおけるニュース取材編集活動を新聞記者証を所持するものだけに限定することにつながるものである。

## 10. 中国の記者（新聞工作者）をめぐる現況

「百度」によると、2012年11月5日現在、中国で新聞記者証を所持しているニュース取材編集人員は合計248101人であり、そのうち新聞紙、定期刊行物の記者が105942人、ラジオ、テレビ、通信社などのメディアの記者が142159人となっており、男女比は男性記者140684人、女性記者107417人で57対43となっている。

(<http://baike.baidu.com/view/689073.htm?fr=aladdin>)

2014年の新聞記者証更新は7月15日から始まり、10月30日で終わったが、これより先、「2013年から現在までに、不法行為によって216社が処分され、49記者ステーションと14455にのぼる記者証が取り消された。」（新华社北京4月22日电）と伝えられている。

この記者証が取り消された数（14455）を2012年の記者証所持者の数（248101）で割ると5.82%の記者が不正を働いたことになる。わずか1年間にこれだけ多くの記者の不正が摘発されている。これは以前のデータと比較しなければ断言できないものの、習近平体制になってから情報管理が強化されるようになったことと無関係ではないであろう。

その反映が、現地の新聞工作者協会によって実験的につくられている「新聞道徳委員会」なるものであり、同委員会は2013年に河北、上海、浙江、山東、湖北の五か所に試験的につくられた後、2014年には北京、黒竜江、福建、江西、河南、湖南、広東、四川、貴州、陝西にまで拡大している。

中央の指示によって設置された同委はその名の通り「新聞道徳」を監視する「自律」機関である。河北省新聞道徳委員会によって2013年5月21日につくられた河北省新聞道徳委員会規程（河北省新聞道徳委員会章程）は第一条に「河北省新聞道徳委員会は省の新聞業種の職業道徳建設を強化する上での自律監督機関である。」とし、先進モデルの推奨とともにその職責の一つとして、第八条には「社会各界の新聞機関および新聞従業人員の職業道徳喪失行為に対する摘発と訴えを受理する。」が挙げられている。そして、その組織については第十条に「道徳委員会委員は河北省新聞業種代表と広範な代表性を備える社会各界の人士によって担当され、各関係単位による推薦で誕生し、任期は五年。…」とある。

当面、実験段階にあるこの新聞道徳委員会がいかなる発展を遂げるのか注目したいが、「新聞工作者職業道徳準則」（『ジャーナリズム & メディア』6号（2013.3）「解題中国『新聞工作者職業道徳準則』」）

徳準則』 pp.137-177 参照)があるにもかかわらず、こうした委員会を設置し「監視」しなければならないほど中国の新聞工作者の「職業道徳」が劣化しているのかも知れない。「劣化」の当否はさておき、彼らの職業としての活動空間にもう一つの枠がはめられたことは確かである。

なお、本解題は本誌「海外研究動向」の拙稿「中国の国家秘密保護と情報管理強化」を併読されると理解が深まるものと思う。

ここでは2005年に初めて制定された「新聞記者証管理弁法」と改定を経た2009年版の「新聞記者証管理弁法」、その「弁法」理解に資するため「05弁法」制定前の「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」と最新の「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」(「关于在新闻网站核发新闻记者证的通告」)を試読した。

翻訳は本学大学院新聞学研究科博士前期課程在籍の陳淳美恵、黄慧作、金芳舟、雷佳、デギドルマ、周冠喬が行った。そのうち、黄慧作が「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」、デギドルマが2005年版「新聞記者証管理弁法」、陳淳美恵と周冠喬が2009年版「新聞記者証管理弁法」の訳文の整理に当たった。表記が無いものについては筆者が試読した。

訳語については可能な限り統一を図ったが、一部不備もあるかも知れない。その場合は原文を参照されたい。また、「新聞」という中国語についてはニュース生産の過程すべてを包括する広義の「報道」と狭義の「ニュース」の意味を含むと同時に、「新聞学」から派生した「ジャーナリズム」や「マスコミ」というマクロの概念を含むことさえある。そのため、文脈に応じて訳語を選択したが、「新聞機関」などそのまま「新聞」としたところが多い。もちろん、「報道機関」、「マスコミ機関」などに読み替えられてもかまわない。また、日本語としては「新聞記者証」より「報道記者証」が適訳ではないかとも考えたが、一つの固有名詞ととらえ、そのまま「新聞記者証」とした。ちなみに「新聞記者証」は英語では「PRESS CARD」とされている。

.....

## 資料

### 1. 「全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知」

(原文)

关于全国统一换发新闻记者证的通告

2003年12月05日

各省(自治区、直辖市)新闻出版局, 新疆生产建设兵团新闻出版局, 解放军总政治部宣传部新闻出版局, 中央各新闻单位, 中央国家机关报刊管理部门:

为保障新闻记者的正常采访活动, 维护新闻记者的合法权益, 切实加强对新闻记者证件的管理和社会监督, 决定从2003年11月起统一换发全国新闻机构的记者证。现将有关事项通知如下:

## 一、发放范围

1、新闻记者证的发放范围是新闻机构中具备下列条件的人员：(1) 遵守国家法律法规、新闻纪律，遵守新闻工作者职业道德；(2) 具备大学专科以上学历以及经国务院有关部门认定的新闻采编从业资格；(3) 在新闻机构编制内从事新闻采编工作，或经新闻机构正式聘用从事新闻采编工作、且连续聘用时间已达一年以上。

新闻机构是指经国家有关行政部门批准设立的编入“国内统一刊号”的报纸、新闻性期刊的出版单位、通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂及其它相关单位。其中，新闻性期刊由新闻出版总署认定。广播、电视新闻机构的认定，以国家广播电影电视总局的有关批准文件为依据。

“经新闻机构正式聘用”指新闻采编人员与所属新闻机构签有合法劳动聘用合同。

2、下列人员不发新闻记者证：(1) 新闻机构中党务、行政、后勤、经营、广告、工程技术等非采编岗位工作人员；(2) 新闻机构以外的工作人员，包括为新闻机构提供稿件或节目的通讯员、特约撰稿人、特约记者，专职或兼职为新闻机构采编新闻稿件的党政机关、企事业等单位的工作人员以及其他社会人员；(3) 教学辅导类报纸、高等学校校报工作人员；(4) 非新闻性期刊以及无新闻采编业务的其他期刊工作人员；(5) 在新闻采编活动中因违法或因违规违纪受过严重处罚的人员。

从事登载新闻业务的互联网站采编人员暂不发放新闻记者证。

## 二、证件样式

1、全国新闻机构使用统一样式的记者证，证件名称为“新闻记者证”。取消特约记者证。

2、新闻记者证由新闻出版总署统一印制。其他任何单位或个人不得制作或仿制新闻记者证，不得制作、发放专供新闻采访使用的其它正式证件。

3、新闻记者证由新闻出版总署统一编号，证件编号规则见附件。

4、新闻记者证须印有新闻出版总署国徽章、“新闻记者证核发专用章”、“新闻记者证年检专用章”和本新闻机构钢印，方为有效证件。

## 三、审核和发放

1、新闻记者证审核发放工作实行统一领导、分级负责、严格把关的原则。

2、新闻出版总署负责全国新闻记者证核发工作。

3、各符合新闻记者证发放范围的新闻机构，按照新闻记者证发放条件对其新闻采编人员进行严格审核。

4、中央新闻机构经主管部门审核所属新闻采编人员资格后，向新闻出版总署申报并领取新闻记者证。

5、省和省以下新闻机构经主管部门审核所属新闻采编人员资格后，向所在地省级新闻出版局申报、领取记者证并一律向新闻出版总署备案。

地（市、盟）设有独立建制新闻出版局的，所属新闻机构新闻采编人员资格须经地（市、盟）新闻出版局审核后，报省级新闻出版局。

6、新闻机构依照有关规定经批准设立的记者站，记者站新闻采编人员资格由其新闻机构审核，主管部门同意，并经记者站登记地省级新闻出版局核准。记者站新闻记者证由记者站所属新闻机构向有关发证机关领取并发放。

根据中央治理党政部门报刊散滥和利用职权发行工作协调领导小组部署，2003年12月31日前，对全国报刊记者站进行全面清理整顿并重新审核登记。清理整顿工作结束前，暂不发放记者站记者证。

7、总政宣传部新闻出版局负责解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）新闻机构记者证的换发工作，并向新闻出版总署备案。

8、除解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）系统外，新闻记者证申请、审核和发放工作统一通过新闻出版总署“全国新闻记者证管理及核验网络系统”进行，具体办法见附件。

#### 四、使用、更换和注销

1、新闻记者证是新闻采编人员依法从事新闻采访工作时使用的身份证明，在正常新闻采访中应主动向采访对象出示。

2、新闻记者证不得转借或涂改。不得用于以下活动：（1）经营性活动；（2）非职务行为；（3）“有偿新闻”及其他违反新闻职业道德的活动；（4）其他违规违纪活动。

3、新闻记者证每五年统一换发一次。新闻机构中编制内的新闻采编人员，新闻记者证的有效期限截止到2008年12月31日。经新闻机构正式聘用的非编制内新闻采编人员，新闻记者证有效期与其聘用合同期相同。

4、新闻记者证实行年检制度。未通过年检的新闻记者证，由发证机关注销，不得使用。

5、新闻记者证持有者离开本新闻机构或采编岗位，新闻机构应及时收回其新闻记者证，并立即向发证机关办理注销手续。

6、新闻记者证因污损、残破等原因无法继续使用，由新闻机构持原证到发证机关更换新证，原新闻记者证编号同时作废。

7、新闻机构因工作需要补领新闻记者证，按本《通知》第三条规定的程序办理。

8、新闻机构撤销，新闻记者证同时作废，由主管单位收回，由发证机关注销。

#### 五、管理和监督

1、国务院及各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门负责对新闻机构新闻记者证发放、使用和年检进行监督管理，对违反有关规定的新闻机构、新闻采编人员予以批评、通报、警告，情节严重的可吊销其新闻记者证。

2、新闻机构的主管单位应履行对所属新闻机构新闻记者证的申领审核和规范使用的管理责任，对违反有关规定的新闻机构、新闻采编人员进行处理，情节严重的，可申请吊销其新闻记者证。

3、新闻机构应履行对所属新闻采编人员资格审核及新闻记者证申请、发放、使用和管理责任，并

对新闻记者证持有者的采访活动进行监督管理。对新闻机构擅自扩大记者证发放范围、私自仿制或使用无效记者证的，要追究新闻机构及其领导人责任。新闻机构解除与所属采编人员劳动关系，未及时向发证机关办理新闻记者证注销手续的，承担由此引起的法律后果。新闻机构未按要求进行新闻记者证年检的，由发证机关注销其全部新闻记者证。

4、新闻记者证持有者应遵守新闻工作有关管理规定及新闻职业道德。对以新闻报道为名从事向采访对象索取不当利益、有偿新闻或强拉广告等严重违规违纪和违反职业道德行为的新闻采编人员，由发证机关吊销其新闻记者证。

5、新闻记者证持有者从事新闻采访活动应接受社会监督。被采访者可通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”，验明新闻记者证真伪，并对新闻记者证持有者的违规违纪行为予以举报。新闻机构接到举报应认真组织调查，一经查实，应按有关程序向发证机关申请吊销其新闻记者证。

被采访者发现使用假冒新闻记者证的，可及时向有关行政管理部门、新闻机构和公安机关报告。

6、根据国家计委、财政部《关于调整记者证收费标准的通知》(计价格[2003]132号)，记者证工本费为每证10元；记者证工本费全部上缴中央国库，实行“收支两条线”管理。各地各部门要严格执行有关规定，不得截留或加价。

7、此次统一换发记者证工作，于2003年11月开始。2004年1月1日起全国统一启用新的新闻记者证，旧证作废。各新闻机构在领取新闻记者证后，应向社会声明新记者证样式，同时宣布旧记者证作废。

(日訳)

全国で統一的に新聞記者証を更新することに関する通知(2003年12月5日)

各省(自治区、直轄市)新聞出版局、新疆生産建設兵団新聞出版局、解放軍総政治部宣伝部新聞出版局、中央各新聞単位、中央国家機関紙誌管理部門：

新聞記者の正常な取材活動を保障し、新聞記者の合法的權益を擁護し、新聞記者の証明書に対する管理と社会監督を着実に強化するため、2003年11月から統一的に全国新聞機関の記者証を更新することを決定する。ここに、関係事項について以下のように通知する：

#### 一、発給範囲

1、新聞記者証の発給範囲は新聞機関の中で、下記の条件を備える人員である：(1) 国家法律法規、新聞紀律、新聞工作者職業道德を遵守する；(2) 大学専科以上の学歴と国务院の関係部門を通じて認定されたニュース取材編集従業資格を備える；(3) 新聞機関編成内でニュース取材編集業務に従事、或いは新聞機関が正式に任用しニュース取材編集業務に従事し、しかも、連続任用期間がすでに一年以上に達している。

新聞機関とは国家の関連行政部門に認可され設立された「国内統一刊行物番号」に組み入れられた新聞、時事的定期刊行物の出版単位、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所及びその他の関係単位を指す。その中では、時事的定期刊行物は新聞出版総署によって認定される。ラジ

オ、テレビ新聞機関の認定は、国家ラジオ映画テレビ総局の関係認可文書を根拠とする。

「新聞機関によって正式に任用された」とは、ニュース取材編集人員で、その属する新聞機関と合法的労働任用契約にサインした者を指す。

2、下記の人員には新聞記者証は発給しない：(1) 新聞機関の中の党務、行政、後勤、経営、広告、エンジニアリングなど非取材編集職域の業務人員；(2) 新聞機関以外の業務人員であり、新聞単体に原稿、あるいは番組を提供する通信員、特約ライター、特約記者、専任或いは兼務で新聞機関のために、ニュース原稿を取材編集する党政機関、企業事業などの単位の業務人員及びその他の社会人員を含む；(3) 教育補習類の新聞、高等教育機関の学内新聞の業務人員；(4) 非時事的定期刊行物及びニュース取材編集業務のない、その他の定期刊行物の業務人員；(5) ニュース取材編集活動の中において法律に違反したことによって、あるいは法規に違反、紀律に違反し厳しく罰せられた人員。

ニュースを掲載する業務に従事しているインターネットウェブサイト取材編集人員には暫時新聞記者証を発給しない。

## 二、証明書様式

1、全国新聞機関は統一された様式の記者証を使用する、その証明書の名称は「新聞記者証」とする。特約記者証は廃止する。

2、新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に印刷制作される。その他のいかなる単位或いは個人も新聞記者証を制作或いは模造してはならず、ニュース取材に使用することに特に提供するその他の正式な証明書も制作、発給してはならない。

3、新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に番号がふられる、証明書の番号を振る規則は付属文書を参考せよ。

4、新聞記者証は新聞出版総署国章、「新聞記者証審査発給専用印章」、「新聞記者証年度検査専用印章」及び当該新聞機関の公印がスタンプされて、始めて有効な証明書となる。

## 三、審査確認と発給

1、新聞記者証の審査確認発給業務は統一的な指導、クラス別に責任を負い、厳格にチェックするという原則を実行する。

2、新聞出版総署は全国の新聞記者証の審査確認発給業務の責任を負う。

3、新聞記者証発給範囲に合致した各新聞機関は、新聞記者証の発給条件に合わせて、そのニュース取材編集人員に対し厳格な審査確認を行う。

4、中央の新聞機関は主管部門によってそれに所属するニュース取材編集人員の資格が審査確認されたのち、新聞出版総署に新聞記者証の申告と受領を行う。

5、省と省以下の新聞機関は主管部門によってそれに所属するニュース取材編集人員の資格が審査確認されたのち、所在地の省級新聞出版局に記者証の申告、受領をおこなうとともに、すべて新聞出版総署の記録に留める。

地区（市、盟）で独立した組織としての新聞出版局を設置しているものは、所属新聞機関のニュース取材編集人員の資格については地区（市、盟）新聞出版局の審査確認を受けなければならない、その後、省級新聞出版局に報告する。

6、新聞機関が関係規定によって認可を経て設置した記者ステーション、その記者ステーションのニュース取材編集人員資格はその新聞機関の審査確認を受け、主管部門の同意を得るとともに、更に記者ステーション登記地の省級新聞出版局の承認を経る。記者ステーションの新聞記者証は記者ステーション所属新聞機関によって関係証明書発給機関から、それを受領するとともに発給が行われる。

党政部門の新聞刊行物の混乱状態と職権を利用しての発行を整理する中央の業務調整指導グループの配置に基づいて、2003年12月31日以前に、全国の新聞刊行物記者ステーションに全面的な整理整頓を行うとともに、改めて審査確認登記を行う。整理整頓業務の終了前には、記者ステーションの記者証の発給は暫時行わない。

7、総政治部宣伝部新聞出版局は解放軍と武装警察部隊（国境防衛、消防、警備部隊を含まず）の新聞機関記者証の更新業務の責任を負うとともに、新聞出版総署へ記録に留める。

8、解放軍と武装警察部隊（国境防衛、消防、警備部隊を含まず）系統以外は、新聞記者証の申請、審査確認及び発給業務は統一的に新聞出版総署の「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて行う。具体的方法は付属文書を参考せよ。

#### 四、使用、更新と抹消

1、新聞記者証はニュース取材編集人員が法に従ってニュース取材活動に従事する時に使用する身分証明であり、正常なニュース取材において主体的に取材対象に提示すべきである。

2、新聞記者証は貸与したり改竄してはならない。以下の活動に用いてはならない：(1) 経営的活動；(2) 非職務行為；(3) 「有償ニュース」及びその他の新聞職業道徳に違反する活動；(4) その他の規則規律に違反する活動。

3、新聞記者証は五年ごと一度統一して更新する。新聞機関の中の編成内におけるニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は2008年12月31日までとする。新聞機関によって正式に任用された非編成内のニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は任用契約期間と同じ。

4、新聞記者証は年度検査制度を実行する。年度検査に通らなかった新聞記者証は、発給機関によって抹消され、引き続き使用することはできない。

5、新聞記者証所持者が当該新聞機関或いは取材編集職域を離れる時は、新聞機関は適時にその新聞記者証を回収するとともに、即時発給機関に抹消の手続きを取るべきである。

6、新聞記者証は汚損、破損などの原因によって引き続き使用できなくなった場合は、新聞機関は原本を持って発給機関に行き新しい新聞記者証と交換する。元の新聞記者証番号はこれと同時に廃棄される。

7、新聞機関は業務の必要によって新聞記者証を再受領するが、本「通知」の第三条に規定された手順によって取扱う。

8、新聞機関が解散した場合は、新聞記者証も同時に廃棄され、主管単位によって回収され、発給機関によって抹消される。

## 五、管理と監督

1、国务院及び各省、自治区、直轄市新聞出版行政部門は新聞機関の新聞記者証の発給、使用及び年度検査に対して監督管理の責任を負い、関係規定に違反した新聞機関、ニュース取材編集人員に対し批判、通報、警告を与え、情状が重大な者についてはその新聞記者証を取消す。

2、新聞機関の主管単位はその所属新聞機関の新聞記者証の申請受領、審査確認及び規範的使用に対する管理責任を履行し、関係規定に違反した新聞機関、ニュース取材編集人員に対して処理を行うべきであり、情状が重大な者については、その新聞記者証の取消を申請することができる。

3、新聞機関は所属ニュース取材編集人員の資格審査確認及び新聞記者証の申請、発給、使用及び管理責任を履行し、新聞記者証所持者の取材活動に対し、監督管理を行うべきである。新聞機関が勝手に記者証の発給範囲を拡大したり、私的に効力のない記者証を模造或いは使用したものは、新聞機関及びその指導者の責任を追究しなければならない。新聞機関は所属取材編集人員との労働関係を解消し、適時に発給機関に新聞記者証の抹消手続きの処理を行わなかった場合は、それによって引き起こされる法律的结果について責任を負う。新聞機関が要求に合わせて新聞記者証の年度検査を行わなかった場合、発給機関によってその全ての新聞記者証は抹消される。

4、新聞記者証所持者は新聞工作の関係ある管理規定及び新聞職業道徳を遵守すべきである。ニュース報道を名目にして取材対象に対して不当な利益、有償ニュース或いは強引な広告取りをした時などの重大な規定紀律違反及び職業道徳違反行為のあったニュース取材編集人員に対しては、発給機関によってその新聞記者証が取消される。

5、新聞記者証所持者はニュース取材活動に従事する時、社会の監督を受けるべきである。被取材者は「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて、新聞記者証の真偽を明確するとともに、新聞記者証所持者の規定紀律違反行為に対しては、これを摘発する。新聞機関は摘発を受けた時、真剣に調査を組織し、事実が明らかになれば、関係手続きに合わせて、発給機関に対し、その新聞記者証の取消を申請すべきである。

被取材者は偽の新聞記者証の使用を発見したならば、適時に関係行政管理部門、新聞機関及び公安機関に報告することができる。

6、国家計画委員会、財政部「記者証費用受領基準調整に関する通知」（計価格[2003]132号）に基づき、記者証原価は一枚10元とする；記者証原価は全部中央国庫に上納され、「収支二つのライン」管理を実行する、各地各部門は厳格に関係規定を執行しなければならない、お金を留保或いは引き上げではない。

7、今回の記者証の統一更新業務は、2003年11月から始める。2004年1月1日から全国统一に新しい新聞記者証の使用が開始され、旧記者証は廃棄する。各新聞機関は新聞記者証を受領したのち、社会に向けて新記者証の様式を明らかにし、同時に旧記者証の廃棄を宣言しなければならない。

（陳淳美恵、黄慧作、金芳舟、雷佳、デギドルマ、周冠喬 翻訳・黄慧作 整理）

## 2. 2005年版「新聞記者証管理弁法」

(原文)

### 《新闻记者证管理办法》

#### 第一章 总 则

第一条 为规范新闻记者证发放、使用及管理，保障新闻记者的正常采访活动，维护新闻记者和社会公众的合法权益，根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》，制定本办法。

第二条 全国新闻机构使用统一样式的记者证，证件名称为新闻记者证。

新闻记者证是我国新闻机构的新闻采编人员从事新闻采访活动使用的有效工作身份证件，由新闻出版总署统一印章制并核发。

第三条 新闻记者证由新闻出版总署统一编号，并加盖新闻出版总署印章章、新闻记者证核发专用章、新闻记者证年度审核专用章和本新闻机构钢印章方为有效。

其他任何单位或者个人不得制作、仿制新闻记者证，不得制作、发放专供采访使用的其他正式证件。

第四条 本办法所称新闻机构，是指经国家有关行政部门批准获得出版许可证的报纸和新闻性期刊出版单位以及通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂等具有新闻采编业务的单位。其中，报纸、新闻性期刊的出版单位由新闻出版总署认定；广播、电视新闻机构的认定，以国家广播电影电视总局的有关批准文件为依据。

#### 第二章 审核与发放

第五条 新闻出版总署负责全国新闻记者证的核发工作。

第六条 中央单位所办新闻机构经主管部门审核所属新闻机构采编人员资格条件后，向新闻出版总署申报、领取新闻记者证。

第七条 省和省以下单位所办新闻机构经主管部门审核所属新闻采编人员资格条件后，向所在地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门申报、领取新闻记者证，由省、自治区、直辖市新闻出版行政部门向新闻出版总署备案。

第八条 记者站的新闻采编人员资格条件由设立该记者站的新闻机构审核，主管部门同意，并经记者站登记地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门核准，由设立记者站的新闻机构分别向新闻出版总

署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门申报、领取新闻记者证。

第九条 解放军总政治部宣传部新闻出版局负责解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）新闻机构记者证的审核发放工作，并向新闻出版总署备案。

第十条 除解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）系统外，新闻记者证申请、审核和发放工作统一通过新闻出版总署的“全国新闻记者证管理及核验网络系统”进行。

第十一条 新闻机构中发给新闻记者证的人员须具备下列条件：

- （一）遵守国家法律、法规和新闻工作者职业道德；
- （二）具备大学专科以上学历和经国务院有关部门认定的新闻采编从业资格；
- （三）在新闻机构编制内从事新闻采编工作的人员，或者经新闻机构正式聘用从事新闻采编工作且连续聘用时间已达1年以上的非编制内人员。

本条所称“经新闻机构正式聘用”，是指新闻采编人员与其所在新闻机构签有聘用合同。

第十二条 下列人员不发新闻记者证：

- （一）新闻机构中党务、行政、后勤、经营、广告、工程技术等非采编岗位的工作人员；
- （二）新闻机构以外的工作人员，包括为新闻单位提供稿件或节目的通讯员、特约撰稿人、特约记者，专职或兼职为新闻机构采编新闻稿件的其他人员；
- （三）教学辅导类报纸、高等学校校报工作人员；
- （四）受过刑事处罚的人员。

### 第三章 使用与更换

第十三条 新闻采编人员从事新闻采访工作必须持有新闻记者证，并应在新闻采访中主动向采访对象出示。

新闻记者证持有者从事新闻采访的合法权益受法律保护。

第十四条 新闻记者证不得用于以下活动：

- （一）经营性活动；
- （二）非职务行为；
- （三）违反法律规定的活动；
- （四）违反新闻职业道德的活动。

第十五条 新闻记者证只限本人使用，不得转借或者涂改。

第十六条 新闻记者证每5年统一换发1次。新闻记者证换发的具体办法由新闻出版总署另行制定。

新闻机构中编制内的新闻采编人员的新闻记者证有效期为5年。经新闻机构正式聘用的非编制内新闻采编人员的新闻记者证有效期与其聘用合同期相同。

第十七条 新闻记者证实行年度审核制度。新闻记者证年度审核办法由新闻出版总署另行制定。未通过年度审核的新闻记者证，由发证机关注销，不得继续使用。

第十八条 新闻记者证持有者离开本新闻机构或者采编岗位，新闻机构应及时收回其新闻记者证，并立即向发证机关办理注销手续。

第十九条 新闻记者证因污损、残破等各种原因无法继续使用，由新闻机构持原证到发证机关更换新证，原新闻记者证编号同时作废。

第二十条 新闻记者证因遗失需要补领的，由新闻机构在适当媒体上公告1周后，到发证机关申请补领新证，原新闻记者证编号同时作废。

第二十一条 新闻机构因工作需要补领新闻记者证，按照本办法第二章办理。

第二十二条 新闻机构撤销，其申领的新闻记者证同时作废。该新闻机构的主管单位负责收回作废的新闻记者证，交由发证机关注销。

第二十三条 采访国内、国际重大活动，活动主办单位制作的一次性临时采访证件必须随新闻记者证一同使用。

#### 第四章 监管与责任

第二十四条 新闻出版总署和各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门负责对新闻机构的新闻记者证发放、使用和年度审核进行监督管理。

第二十五条 新闻机构的主管单位应履行对所属新闻机构新闻记者证的申领审核和规范使用的管理责任，依法对违反本办法的新闻机构、新闻采编人员进行处理，对情节严重的，向发证机关申请注销其新闻记者证。

第二十六条 新闻机构应履行对所属新闻采编人员资格条件审核及新闻记者证申请、发放、使用和管理责任，并对新闻记者证持有者的采访活动进行监督管理。

新闻机构对其所属新闻记者证持有者违法违纪行为的举报，应及时组织调查处理，对情节严重的，应向发证机关申请注销新闻记者证。

新闻机构解除与所属采编人员劳动关系，未及时到发证机关办理新闻记者证注销手续的，承担由此产生的法律后果。

新闻机构未按新闻出版总署或者各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门规定进行新闻记者证年度审核的，由发证机关注销其全部新闻记者证。

第二十七条 新闻机构应在其所属媒体上公布“全国新闻记者证管理及核验网络系统”的网址，方便社会公众查验新闻记者证，并接受监督。

第二十八条 新闻记者证持有者应遵守有关法律规定和新闻职业道德，不得以新闻报道为名从事有偿新闻、强拉广告或者向采访对象索取不正当利益。

第二十九条 被采访者以及社会公众可以对新闻记者证持有者的新闻采访活动予以监督，可以通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”验明新闻记者证真伪，并对新闻记者证持有者的违法违纪行为予以举报。

第三十条 新闻机构、新闻采编人员违反本办法，由新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门予以警告，情节严重的，注销新闻记者证。

新闻机构擅自扩大新闻记者证发放范围、私自仿制或者使用无效记者证的，由新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门责令其改正，给予3万元以下的罚款，并建议其主管单位给予其主管负责人党纪政纪处分。

## 第五章 附 则

第三十一条 本办法自2005年3月1日起施行。本办法生效前颁布的与本办法不一致的其他规定同时不再执行。

(日訳)

## 第一章 総則

第一条：新聞記者証の発給、使用及び管理を規範化し、新聞記者の正常な取材活動を保障し、新聞記者と社会公衆の合法的權益を守るために、《確実に留保する必要がある行政審査、認可項目設定行政許可に対する国务院の決定》に基づきに本法を制定する。

第二条：全国新聞機関は統一された様式の記者証を使用し、証明書の名称は新聞記者証とする。新聞記者証は我が国の新聞機関のニュース取材編集人員がニュース取材活動に従事する際に使用する有効な業務身分証明書であり、新聞出版総署によって統一的に印刷、制作されるとともに審査、発給される。

第三条：新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に番号がふられるとともに、新聞出版総署印

章、新聞記者証審査発給専用印章、新聞記者証年度審査合格専用印章及び当該新聞機関公印章が押されてはじめて有効となる。

その他のいかなる単位あるいは個人も新聞記者証を制作、模造してはならず、特に取材の使用に提供されるその他の正式な証明書を制作、発給してはならない。

第四条：本弁法の称するところの新聞機関とは、国家の関係行政部門に認可され出版許可証を受けた新聞紙及び時事的定期刊行物出版単位及び通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所等ニュース取材、編集業務を備える単位を指す。その中で、新聞紙、時事的定期刊行物の出版単位は新聞出版総署に認定される；ラジオ、テレビ新聞機関の認定は国家ラジオ映画テレビ総局の関係認可文書を根拠とする。

## 第二章 審査、確認と発給

第五条 新聞出版総署は全国の新聞記者証の確認、発給の責任を負う。

第六条 中央の単位が運営しているところの新聞機関については主管部門の所属新聞機関が取材、編集人員の資格条件を審査、確認した後、新聞出版総署に新聞記者証の申告と受領を行う。

第七条 省と省以下の単位が運営している新聞機関について主管部門が所属新聞機関のニュース取材、編集人員の資格条件を審査確認した後、所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に申告し、新聞記者証を受領し、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門は新聞出版総署へ記録に留める。

第八条 記者ステーションのニュース取材、編集人員の資格条件については当該新聞機関によって審査、確認され、主管部門が同意するとともに、記者ステーションの登記地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門の審査、認可を経て、当該記者ステーションを設立した新聞機関によってそれぞれ新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に申告し、新聞記者証を受領する。

第九条 解放軍総政治部宣伝部新聞出版局は解放軍と武装警察部隊（国境防衛、消防、警備部隊を含まず）の新聞機関記者証の審査、確認、発給の責任を負い、あわせて新聞出版総署へ記録に留める。

第十条 解放軍と武装警察部隊（国境防衛、消防、警備部隊を含まず）系統以外は、新聞記者証の申請、審査、確認及び発給業務を統一的に新聞出版総署の「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて行う。

第十一条 新聞機関の中で新聞記者証が発給される人員は下記の条件を備えなければならない；

(一) 国家の法律、法規および新聞工作者職業道徳を遵守する。

(二) 大学専科以上の学歴及び国務院関係部門に認定されたニュース取材、編集従業資格を備える；

(三) 新聞機関の編成内においてニュース取材、編集業務に従事する人員、あるいは新聞機関が正式に任用しニュース取材、編集業務に従事し、しかも連続任用期間が1年以上に達する非編成内人員。

本条の称する所の「新聞機関によって正式に任用される」とは、ニュース取材編集人員とその所在新聞機関とが任用契約を結んでいることを指す。

第十二条 下記の人員には新聞記者証を発給しない；

(一) 新聞機関の中の党務、行政、後勤、経営、広告、エンジニアリング等非取材編集職域の業務人員；

(二) 新聞機関以外の業務人員であり、新聞単位に原稿あるいは番組を提供する通信員、特約ライター、特約記者、専任あるいは兼務で新聞機関のためにニュース原稿を取材、編集するその他の人員；

(三) 教育指導類の新聞紙、高等教育機関の学内新聞の業務人員；

(四) 刑事処罰を受けたことがある人員；

### 第三章 使用と更新

第十三条 ニュース取材、編集人員がニュース取材活動に従事するとき新聞記者証を所持しなければならず、あわせてニュース取材編集の中で主体的に取材対象に提示すべきである。

新聞記者証所持者のニュース取材編集に従事する合法的な権益は法律の保護を受ける。

第十四条 新聞記者証は下記の活動に用いてはならない；

(一) 経営的活動

(二) 非職務行為

(三) 法律に違反する活動

(四) 新聞職業道徳に違反する活動

第十五条 新聞記者証は本人に限り使用されるもので、貸与したり改竄してはならない。

第十六条 新聞記者証は、5年ごと1度統一して更新する。新聞記者証更新の具体的な手続きは新聞出版総署によって別に定められる。

新聞機関の中の編成内におけるニュース取材編集人員の新聞記者証の有効期間は5年とする。新聞機関によって正式に任用された非編成内のニュース取材編集人員については、その新聞記者証の有効期限は任用契約期間と同じ。

第十七条 新聞記者証は年度審査確認制度を実行する。新聞記者証年度審査確認方法は新聞出版総署により別に定められる。

年度審査確認に通らなかった新聞記者証は、発給機関によって抹消され、引き続き使用することはできない。

第十八条 新聞記者証の所持者は当該新聞機関或いは取材編集職域を離れる時は、新聞機関は適時にその新聞記者証を回収するとともに、即時発給機関に抹消手続きをとるべきである。

第十九条 新聞記者証が汚損、破損などの原因によって引き続き使用できなくなった場合は、新聞機関は原本を持って発給機関に行き新しい記者証と交換する。元の新聞記者証番号はこれと同時に廃棄される。

第二十条 新聞記者証が遺失によって再受領が必要な時、新聞機関によってしかるべきメディアに1週間公示した後、発給機関に行き新しい記者証の再受領申請をする、元の新聞記者証番号はこれと同時に廃棄される。

第二十一条 新聞機関が業務の必要によって新聞記者証を再受領する時、本弁法の第二章に合わせて処理する。

第二十二条 新聞機関が解散した場合はその申請受領された新聞記者証は同時に廃棄される。当該新聞機関の主管単位は廃棄された新聞記者証の回収の責任を負い、発給機関によって抹消される。

第二十三条 国内、国際的重要な活動を取材する時、活動主催単位が制作した一回きりの臨時取材証明書は必ず新聞記者証とともに使用しなければならない。

#### 第四章 監督、管理と責任

第二十四条 新聞出版総署及び各省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門は新聞機関の新聞記者証の発給、使用および年度審査確認の監督管理の責任を負うこと。

第二十五条 新聞機関の主管単位はその所属の新聞機関の新聞記者証の申請受領、審査確認および規範的使用に対する管理責任を履行し、法律に基づいて本弁法に違反した新聞機関、ニュース取材、編集人員に対し処理を行うべきであり、情状が重大なものについては、発給機関にその新聞記者証抹消の申請を行う。

第二十六条 新聞機関は所属ニュース取材編集人員の資格条件の審査確認および記者証の申請、発給、使用および管理責任を履行し、新聞記者証所持者の取材活動に対し、監督管理を行うべきで

ある。

新聞機関はその所属新聞記者証所持者の法律違反、紀律違反行為の摘発に対し、適時に調査、処理を組織すべきであり、情状の重大なものに対しては、発給機関に対し新聞記者証の抹消、申請を行うべきである。

新聞機関は所属取材編集人員との労働関係を解消したのに、適時に発給機関に新聞記者証の抹消手続きの処理を行わなかった場合は、それによって引き起こされる法律的な結果について責任を負う。

新聞機関が新聞出版総署あるいは各省、自治区、直轄市の新聞行政部門の規定に従って新聞記者証の年度審査確認を行わない場合、発給機関によってその全ての新聞記者証は抹消される。

第二十七条 新聞機関はその所属のメディア上に「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」のウェブサイトを公布し、社会公衆がチェックできるように利便を与えるとともに、監督を受けさせるべきである。

第二十八条 新聞記者証所持者は関係法律規定および新聞職業道徳を遵守すべきであり、ニュース報道の名目によって有償ニュースに従事、強引に広告を取ったりあるいは取材対象に不当な利益を求めてはならない。

第二十九条 被取材者および社会公衆は新聞記者証所持者のニュース取材活動に対して監督をすることができ、「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて、新聞記者証の真偽を明確にするとともに、新聞記者証所持者の法律違反、規律違反に対し、これを摘発する。

第三十条 新聞機関、ニュース取材編集人員が本弁法に違反した場合、新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門によって警告が行われ、情状の重大なものは新聞記者証を抹消する。

新聞機関が勝手に新聞記者証の発給範囲を拡大したり、私的に模造あるいは無効新聞記者証を使用した場合、新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門によってその改善が命じられ、3万元以下の罰金が課せられるとともに、その主管部門に対しその主管責任者へ党紀政紀処分を行うよう提案する。

## 第五章 附 則

第三十一条 本弁法は2005年3月1日から実行される。本弁法が発効前に本弁法と一致しない他の規定と同時に執行されることはない。

(陳淳美恵、黄慧作、金芳舟、雷佳、デギドルマ、周冠喬 翻訳・デギドルマ 整理)

### 3. 2009年版「新聞記者証管理弁法」

(原文)

中华人民共和国新闻出版总署令 第 44 号

《新闻记者证管理办法》已经 2009 年 7 月 10 日新闻出版总署第 2 次署务会议通过，现予公布，自 2009 年 10 月 15 日起施行

新闻出版总署 署长 柳斌杰

二〇〇九年八月二十四日

新闻记者证管理办法

总则

第一条 为规范新闻记者证的管理，保障新闻记者的正常采访活动，维护新闻记者和社会公众的合法权益，根据有关法规和国务院决定，制定本办法。

第二条 本办法适用于新闻记者证的申领、核发、使用和管理。

在中华人民共和国境内从事新闻采编活动，须持有新闻出版总署核发的新闻记者证。

第三条 新闻记者证是新闻记者职务身份的有效证明，是境内新闻记者从事新闻采编活动的唯一合法证件，由新闻出版总署依法统一印制并核发。

境内新闻机构使用统一样式的新闻记者证。

第四条 本办法所称新闻记者，是指新闻机构编制内或者经正式聘用，专职从事新闻采编岗位工作，并持有新闻记者证的采编人员。

本办法所称新闻机构，是指经国家有关行政部门依法批准设立的境内报纸出版单位、新闻性期刊出版单位、通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂等具有新闻采编业务的单位。其中，报纸、新闻性期刊出版单位由国务院新闻出版行政部门认定；广播、电影、电视新闻机构的认定，以国务院广播电影电视行政部门的有关批准文件为依据。

第五条 新闻记者持新闻记者证依法从事新闻采访活动受法律保护。各级人民政府及其职能部门、工作人员应为合法的新闻采访活动提供必要的便利和保障。

任何组织或者个人不得干扰、阻挠新闻机构及其新闻记者合法的采访活动。

第六条 新闻记者证由新闻出版总署统一编号，并签印新闻出版总署印章、新闻记者证核发专用章、新闻记者证年度核验标签和本新闻机构（或者主办单位）钢印方为有效。

其他任何单位或者个人不得制作、仿制、发放、销售新闻记者证，不得制作、发放、销售专供采访使用的其他证件。

## 核发

第七条 新闻出版总署负责全国新闻记者证的核发工作，省、自治区、直辖市新闻出版行政部门负责审核本行政区域新闻机构的新闻记者证。

第八条 新闻记者证由新闻机构向新闻出版行政部门申请领取。申领新闻记者证须由新闻机构如实填写并提交《领取新闻记者证登记表》、《领取新闻记者证人员情况表》以及每个申领人的身份证、毕业证、从业资格证（培训合格证）、劳动合同复印件等申报材料。

第九条 新闻机构中领取新闻记者证的人员须同时具备下列条件：

- （一）遵守国家法律、法规和新闻工作者职业道德；
- （二）具备大学专科以上学历并获得国务院有关部门认定的新闻采编从业资格；
- （三）在新闻机构编制内从事新闻采编工作的人员，或者经新闻机构正式聘用从事新闻采编岗位工作且具有一年以上新闻采编工作经历的人员。

本条所称“经新闻机构正式聘用”，是指新闻采编人员与其所在新闻机构签有劳动合同。

第十条 下列人员不发新闻记者证：

- （一）新闻机构中党务、行政、后勤、经营、广告、工程技术等非采编岗位的工作人员；
- （二）新闻机构以外的工作人员，包括为新闻单位提供稿件或者节目的通讯员、特约撰稿人，专职或兼职为新闻机构提供新闻信息的其他人员；
- （三）教学辅导类报纸、高等学校校报工作人员以及没有新闻采访业务的期刊编辑人员；
- （四）有不良从业记录的人员、被新闻出版行政部门吊销新闻记者证并在处罚期限内的人员或者受过刑事处罚的人员。

第十一条 中央单位所办新闻机构经主管部门审核所属新闻机构采编人员资格条件后，向新闻出版总署申领新闻记者证，由新闻出版总署批准后发放新闻记者证。

第十二条 省和省以下单位所办新闻机构经主管部门审核所属新闻机构采编人员资格条件后，向所在地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门申领新闻记者证，由省、自治区、直辖市新闻出版行政部门审核并报新闻出版总署批准后，发放新闻记者证。

其中，地、市、州、盟所属新闻机构申领新闻记者证须经地、市、州、盟新闻出版行政部门审核后，报省、自治区、直辖市新闻出版行政部门。

第十三条 记者站的新闻采编人员资格条件经设立该记者站的新闻机构审核，主管部门同意后，向记者站登记地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门申领新闻记者证，由省、自治区、直辖市新闻出

版行政部门审核并报新闻出版总署批准后，发放新闻记者证。

在地、市、州、盟设立的记者站，申领新闻记者证应报当地新闻出版行政部门逐级审核后，报省、自治区、直辖市新闻出版行政部门。

新闻机构记者站的新闻记者证应注明新闻机构及记者站名称。

第十四条 解放军总政治部宣传部新闻出版局负责解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）新闻机构新闻记者证的审核发放工作，并向新闻出版总署备案。

第十五条 除解放军和武警部队（不含边防、消防、警卫部队）系统外，新闻记者证申领、审核、发放和注销工作统一通过新闻出版总署的“全国新闻记者证管理及核验网络系统”进行。

### 更换

第十六条 新闻采编人员从事新闻采访工作必须持有新闻记者证，并应在新闻采访中主动向采访对象出示。

新闻机构中尚未领取新闻记者证的采编人员，必须在本新闻机构持有新闻记者证的记者带领下开展采访工作，不得单独从事新闻采访活动。

第十七条 新闻机构非采编岗位工作人员、非新闻机构以及其他社会组织或者个人不得假借新闻机构或者假冒新闻记者进行新闻采访活动。

第十八条 新闻记者使用新闻记者证从事新闻采访活动，应遵守法律规定和新闻职业道德，确保新闻报道真实、全面、客观、公正，不得编发虚假报道，不得刊播虚假新闻，不得徇私隐匿应报道的新闻事实。

第十九条 新闻采访活动是新闻记者的职务行为，新闻记者证只限本人使用，不得转借或者涂改，不得用于非职务活动。

新闻记者不得从事与记者职务有关的有偿服务、中介活动或者兼职、取酬，不得借新闻采访工作从事广告、发行、赞助等经营活动，不得创办或者参股广告类公司，不得借新闻采访活动牟取不正当利益，不得借舆论监督进行敲诈勒索、打击报复等滥用新闻采访权利的行为。

第二十条 新闻记者与新闻机构解除劳动关系、调离本新闻机构或者采编岗位，应在离岗前主动交回新闻记者证，新闻机构应立即通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”申请注销其新闻记者证，并及时将收回的新闻记者证交由新闻出版行政部门销毁。

第二十一条 新闻记者证因污损、残破等各种原因无法继续使用，由新闻机构持原证到发证机关更换新证，原新闻记者证编号保留使用。

第二十二條 新闻记者证遗失后，持证人须立即向新闻机构报告，新闻机构须立即办理注销手续，并在新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门指定的媒体上刊登遗失公告。

需要重新补办新闻记者证的，可在刊登公告一周后到发证机关申请补领新证，原新闻记者证编号同时作废。

第二十三條 新闻机构撤销，其原已申领的新闻记者证同时注销。该新闻机构的主管单位负责收回作废的新闻记者证，交由发证机关销毁。

第二十四條 采访国内、国际重大活动，活动主办单位可以制作一次性临时采访证件，临时采访证件的发放范围必须为新闻记者证的合法持有人，并随新闻记者证一同使用。

第二十五條 新闻记者证每五年统一换发一次。新闻记者证换发的具体办法由新闻出版总署另行制定。

## 监督

第二十六條 新闻出版总署和各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门以及解放军总政治部宣传部新闻出版局负责对新闻记者证的发放、使用和年度核验等工作进行监督管理。

各级新闻出版行政部门负责对新闻记者在本地行政区域内的新闻采编活动进行监督管理。

新闻出版行政部门根据调查掌握的违法事实，建立不良从业人员档案，并适时公开。

第二十七條 新闻机构的主管单位须履行对所属新闻机构新闻记者证的申领审核和规范使用的管理责任，加强对所属新闻机构及其新闻记者在开展新闻采编活动的监督管理。

第二十八條 新闻机构须履行对所属新闻采编人员资格条件审核及新闻记者证申领、发放、使用和管理责任，对新闻记者的采访活动进行监督管理，对有违法行为的新闻记者应及时调查处理。

新闻机构应建立健全新闻记者持证上岗培训和在岗培训制度，建立健全用工制度和劳动保障制度，及时为符合条件的采编人员申领新闻记者证。

新闻机构不得聘用存在搞虚假报道、有偿新闻、利用新闻报道谋取不正当利益、违法使用新闻记者证等不良从业记录的人员。

第二十九條 新闻机构每年应定期公示新闻记者证持有人名单和新申领新闻记者证人员名单，在其所属媒体上公布“全国新闻记者证管理及核验网络系统”的网址和举报电话，方便社会公众核验新闻记者证，并接受监督。

第三十條 被采访人以及社会公众有权对新闻记者的新闻采访活动予以监督，可以通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”等途径核验新闻记者证、核实记者身份，并对新闻记者的违法行为予以举报。

第三十一条 新闻记者涉嫌违法被有关部门立案调查的，新闻出版总署可以视其涉嫌违法的情形，通过“全国新闻记者证管理及核验网络系统”中止其新闻记者证使用，并根据不同情形依法处理。

第三十二条 新闻记者证实行年度核验制度，由新闻出版总署和各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门以及解放军总政治部宣传部新闻出版局分别负责中央新闻机构、地方新闻机构和解放军及武警部队（不含边防、消防、警卫部队）新闻机构新闻记者证的年度核验工作。

新闻记者证年度核验每年1月开始，3月15日前结束，各省、自治区、直辖市新闻出版行政部门和解放军总政治部宣传部新闻出版局须在3月31日前，将年度核验报告报新闻出版总署。

新闻机构未按规定进行新闻记者证年度核验的，由发证机关注销其全部新闻记者证。

第三十三条 新闻记者证年度核验工作由新闻机构自查，填写《新闻记者证年度核验表》，经主管单位审核后，报新闻出版行政部门依法核验。年度核验的主要内容是：

- (一) 检查持证人员是否仍具备持有新闻记者证的所有条件；
- (二) 检查持证人员本年度内是否出现违法行为；
- (三) 检查持证人员的登记信息是否变更。

通过年度核验的新闻记者证，由新闻出版行政部门核发年度核验标签，并粘贴到新闻记者证年度核验位置，新闻记者证的有效期以年度核验标签的时间为准。未通过年度核验的新闻记者证，由发证机关注销，不得继续使用。

## 责任

第三十四条 新闻机构及其工作人员违反本办法的，新闻出版行政部门视其情节轻重，可采取下列行政措施：

- (一) 通报批评；
- (二) 责令公开检讨；
- (三) 责令改正；
- (四) 中止新闻记者证使用；
- (五) 责成主管单位、主办单位监督整改。

本条所列行政措施可以并用。

第三十五条 新闻机构工作人员有以下行为之一的，由新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门给予警告，并处3万元以下罚款，情节严重的，吊销其新闻记者证，构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 违反本办法第十七条，从事有关活动的；
- (二) 违反本办法第十八条，编发虚假报道的；

- (三) 违反本办法第十九条，转借、涂改新闻记者证或者利用职务便利从事不当活动的；
- (四) 违反本办法第二十条，未在离岗前交回新闻记者证的。

第三十六条 新闻机构有以下行为之一的，由新闻出版总署或者省、自治区、直辖市新闻出版行政部门没收违法所得，给予警告，并处3万元以下罚款，可以暂停核发该新闻机构新闻记者证，并建议其主管单位、主办单位对其负责人给予处分：

- (一) 违反本办法第六条，擅自制作、仿制、发放、销售新闻记者证或者擅自制作、发放、销售采访证件的；
- (二) 违反本办法第八条，提交虚假申报材料的；
- (三) 未按照本办法第九条、第十条，严格审核采编人员资格或者擅自扩大发证范围的；
- (四) 违反本办法第十六条，新闻机构内未持有新闻记者证的人员从事新闻采访活动的；
- (五) 违反本办法第二十条，未及时注销新闻记者证的；
- (六) 违反本办法第二十二条，未及时办理注销手续的；
- (七) 违反本办法第二十八条，未履行监管责任、未及时为符合条件的采编人员申领新闻记者证的或者违规聘用有关人员的；
- (八) 违反本办法第二十九条，未公示或公布有关信息的；
- (九) 违反本办法第三十二条，未按时参加年度核验的；
- (十) 对本新闻机构工作人员出现第三十五条所列行为负有管理责任的。

第三十七条 社会组织或者个人有以下行为之一的，由新闻出版行政部门联合有关部门共同查处，没收违法所得，给予警告，并处3万元以下罚款，构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 擅自制作、仿制、发放、销售新闻记者证或者擅自制作、发放、销售采访证件的；
- (二) 假借新闻机构、假冒新闻记者从事新闻采访活动的；
- (三) 以新闻采访为名开展各类活动或者谋取利益的。

第三十八条 新闻记者因违法活动被吊销新闻记者证的，5年内不得重新申领新闻记者证，被追究刑事责任的，终身不得申领新闻记者证。

附则

第三十九条 国外及香港、澳门、台湾新闻机构的人员在境内从事新闻采访活动，不适用本办法。

第四十条 本办法自2009年10月15日起施行。2005年1月10日新闻出版总署颁布的《新闻记者证管理办法》同时废止，本办法生效前颁布的与本办法不一致的其它规定不再执行。

(日訊)

中華人民共和國新聞出版總署令第44號

『新聞記者証管理弁法』は、2009年7月10日新聞出版総署第2回会議において採択されたので、今ここに公布し、2009年10月15日より施行する。

新聞出版総署 署長 柳斌杰  
2009年8月24日

## 新聞記者証管理弁法

### 総則

第一条 新聞記者証の管理を規範化し、新聞記者の正常な取材活動を保障し、新聞記者と社会公衆の合法的權益を守るため、関係法規と国务院の決定に基づき本弁法を制定する。

第二条 本弁法は新聞記者証の受領申請、審査発給、使用と管理に適用される。

中華人民共和国域内でニュース取材編集活動に従事するには、新聞出版総署が審査発給した新聞記者証を所持しなければならない。

第三条 新聞記者証は新聞記者の職務身分の有効な証明であり、域内新聞記者がニュース取材編集活動に従事する際の唯一の合法的な証明書であり、新聞出版総署によって、法律に基づき統一的に印刷制作され、かつ審査発給されるものである。

域内新聞機関は統一された様式の新聞記者証を使用する。

第四条 本弁法の称するところの新聞記者とは、新聞機関の編成内或は正式な任用を経て、専任としてニュース取材編集の職域業務に従事し、あわせて新聞記者証を持つ取材編集人員を指す。

本弁法の称するところの新聞機関とは、国家の関係行政部門が法律に基づいて設立した域内新聞出版単位、時事的定期刊物出版単位、通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所など、ニュース取材編集業務を備える単位を指す。その中で、新聞紙、時事的定期刊物の出版単位は国务院新聞出版部門に認定される；ラジオ、映画、テレビ新聞機関の認定は、国务院ラジオ映画テレビ行政部門の関係承認文書を根拠とする。

第五条 新聞記者が新聞記者証を所持し法律に基づいて、ニュース取材活動に従事する場合、法律の保護を受ける。各級人民政府及びその職能部門、業務人員は合法的ニュース取材編集活動に必要な利便と保障を提供するべきである。

いかなる組織或は個人も新聞機関及びその新聞記者の合法的な取材活動を妨害、阻害してはならない。

第六条 新聞記者証は新聞出版総署によって統一的に番号がふられるとともに、新聞出版総署印、新聞記者証審査合格発給専用印、新聞記者証年度検証合格シールおよび当該新聞機関（或は主

催単位)の公印が押されてはじめて有効となる。

その他いかなる単位あるいは個人も新聞記者証を制作、模造、発給、販売してならず、特に、取材の使用に提供されるその他の正式な証明書を制作、発給、販売してはならない。

### 審査合格発給

第七条 新聞出版総署は全国新聞記者証審査発給の業務の責任を負う。省、自治区、直轄市新聞出版行政部門は当該行政区域新聞機関の新聞記者証審査確認の責任を負う。

第八条 新聞記者証は新聞機関によって新聞出版行政部門に申請が行われ受領される。新聞記者証を申請受領するには新聞機関によって事実に基づき記入された『新聞記者証受領登記表』、『新聞記者証受領人員情況表』とすべての申請受領者の身分証、卒業証明書、従業資格証(研修合格証)、労働契約のコピー等の申請報告資料が提出されなければならない。

第九条 新聞機関の中で新聞記者証を受領する人員は同時に下記の条件を備えなければならない：

- (一) 国家法律、法規及び新聞工作者職業道徳を遵守する；
- (二) 大学専科以上の学歴及び国务院関係部門に認定されたニュース取材、編集従業資格を備える；
- (三) 新聞機関の編成内において、ニュース取材編集業務に従事する人員、あるいは新聞機関に正式に任用されニュース取材編集ポストの業務に従事し、かつ一年以上のニュース取材編集業務経験のある人員。

本条の称する所の「新聞機関に正式に任用された」とは、ニュース取材編集人員とそれが在籍している新聞機関とが労働契約を結んでいることを指す。

第十条 下記の人員には新聞記者証を発給しない：

- (一) 新聞機関の中の党務、行政、後勤、経営、広告、エンジニアリングなどの非取材編集職域の業務人員；
- (二) 新聞機関以外の業務人員であり、新聞単位に原稿あるいは番組を提供する通信員、特約ライター、特約記者、専任あるいは兼務で新聞機関のためにニュース原稿を取材、編集するその他の人員；
- (三) 教育指導類の新聞紙、高等教育機関の校内新聞の業務人員及びニュース取材業務を持たない定期刊物編集人員；
- (四) 悪い従業記録を持つ人員、新聞出版行政部門に新聞記者証を取り消され、かつ処罰期限内の人員及び刑事処罰を受けたことがある人員。

第十一条 中央単位が運営している新聞機関は主管部門によって所属の新聞機関取材編集人員資格条件が審査確認された後、新聞出版総署に新聞記者証の受領申請を行い、新聞出版総署によって

許可された後、新聞記者証が発給される。

第十二条 省及び省以下の単位が運営している新聞機関は主管部門によって所属の新聞機関の取材編集人員資格条件が審査確認された後、その地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に新聞記者証を受領申請し、省、自治区、直轄市の新聞行政部門によって審査確認され、あわせて新聞出版総署に報告し許可された後、新聞記者証が発給される。

その中で、地区、市、州、盟所属の新聞機関の中で新聞記者証を申請受領するには、地区、州、盟の新聞出版行政部門の審査確認を経た後、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告しなければならない。

第十三条 記者ステーションのニュース取材編集人員の資格条件は当該記者ステーションを設立した新聞機関によって審査確認され、主管部門が同意するとともに、記者ステーションの登記地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に新聞記者証を受領申請し、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門が審査確認するとともに、新聞出版総署に報告し許可を受けたうち、新聞記者証が発給される。

地区、市、州、盟において設立されている記者ステーションでは、新聞記者証の受領申請は現地新聞出版行政部門に報告し等級ごとに審査確認を受けた後、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告すべきである。

新聞機関記者ステーションの新聞記者証には新聞機関及び記者ステーションの名称を明記すべきである。

第十四条 解放軍総政治部宣伝部新聞出版局は解放軍と武装警察部隊（辺境防衛、消防、警備部隊を含まず）の新聞機関記者証の審査確認発給業務の責任を負い、あわせて新聞出版総署へ記録に留める。

第十五条 解放軍と武装警察部隊（辺境防衛、消防、警備部隊を含まず）系統以外は、新聞記者証の受領申請、審査確認、発給と抹消業務は統一的に新聞出版総署の「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じて行う。

## 更新

第十六条 ニュース取材編集人員がニュース取材編集業務に従事するには、新聞記者証を持たなければならない、あわせてニュース取材の中で主体的に取材対象者に対し提示すべきである。

新聞機関の中でまだ新聞記者証を受領していない取材編集人員は必ず、当該新聞機関の新聞記者証を持つ記者の引率のもとで取材活動を行わなければならない、単独でニュース取材活動に従事することができない。

第十七条 新聞機関の非取材編集職域にある業務人員、非新聞機関及びその他の社会組織あるい

は個人は新聞機関を装ったり、あるいは新聞記者を騙ってニュース取材活動を行ってはならない。

第十八条 新聞記者が新聞記者証を使用し、ニュース取材活動に従事する際は、法律規定と新聞職業道徳を遵守すべきであり、ニュース報道の真実、全面、客観、公正を確保し、虚偽報道を編集発信してはならず、虚偽のニュースを掲載放送してはならず、報道すべきニュースの事実を私的に隠匿してはならない。

第十九条 ニュース取材活動は新聞記者の職務行為であり、新聞記者証は本人だけの使用に限定され、貸与あるいは改竄してはならず、非職務活動に用いてはならない。

新聞記者は記者職務と関係ある有償サービス、仲介活動あるいは兼職、報償を得ることに従事にはならず、ニュース取材業務を利用して、広告、発行、賛助等経営活動に従事してはならず、広告類の会社を創設したり、あるいは株をもったりしてはならず、ニュース取材活動を利用して、不当な利益を得ようとしてはならず、輿論の監督を利用して詐欺、恐喝、打撃報復等ニュース取材の権利を濫用する行為を行ってはならない。

第二十条 新聞記者は新聞機関と労働関係を解消し、当該新聞機関あるいは取材編集職域から離れた場合は職場から離れる前に主体的に新聞記者証を返却すべきであり、新聞機関はすぐに「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じてその新聞記者証の抹消申請をするとともに、適時に回収した新聞記者証を新聞出版行政部門に委ねて廃棄させるべきである。

第二十一条 新聞記者証が汚損、破損などの原因によって引き続き使用できなくなった場合は、新聞機関は原本を持って発給機関に行き新しい記者証と交換する。元の新聞記者証番号はこれと同時に廃棄される。

第二十二条 新聞記者証を遺失したら、記者証所持者はすぐに新聞機関に報告しなければならず、新聞機関はすぐに抹消手続きを行わなければならず、あわせて新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門の指定するメディアに遺失公告を掲載しなければならない。

新に新聞記者証を再申請する必要がある場合、公告を載せた一週間後に発給機関に行き新しい新聞記者証を再受領申請できるが、元の新聞記者証の番号はこれと同時に廃棄される。

第二十三条 新聞機関が解散された場合、すでに受領申請した元の新聞記者証は同時に無効となる。当該新聞機関の主管単位は廃棄された新聞記者証を回収し、それを発給機関に渡して無効とさせる責任を負う。

第二十四条 国内、国際的重要な活動取材する際に、活動主催単位は一回限りの臨時取材証明書を作ることができるし、臨時取材証明書の発給範囲は必ず新聞記者証の合法的所持者であり、新聞記者証と一緒に使用しなければならない。

第二十五条 新聞記者証は五年ごと一度統一して更新する。新聞記者証更新の具体的な手続きは新聞出版総署によって別に定められる。

### 監督

第二十六条 新聞出版総署と各省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門及び解放軍総政治部宣伝部の新聞出版局は新聞記者証の発給、使用および年度確認検証などの業務の監督管理を行う責任を負う。

各級の新聞出版行政部門は新聞記者の当該行政区域内においてのニュース取材編集活動に対し監督管理を行う責任を負う。

新聞出版行政部門は調査把握した違法な事実に基づいて、悪い従業人員のファイルを作るとともに適時に公開する。

第二十七条 新聞機関の主管単位は所属新聞機関の新聞記者証の受領申請、審査確認及び規範的に使用に対する管理責任を履行し、所属新聞機関及び新聞記者が展開するニュース取材編集活動に対する監督管理を強化しなければならない。

第二十八条 新聞機関は所属ニュース取材編集人員の資格条件の審査確認及び新聞記者証の受領申請、発給、使用及び管理責任を履行し、新聞記者の取材活動に対して監督管理を行わなければならない。違法行為があった新聞記者に対し適時に調査処置を行わなければならない。

新聞機関は新聞記者証を所持し職場に行く研修および職場にあって研修を受ける制度を確立健全にし、労働者使用制度及び社会保障制度を確立健全にし、適時に条件に合致した取材編集人員のために新聞記者証を受領申請すべきである。

新聞機関は虚偽の報道、有償ニュース、ニュース報道を利用して不当な利益を得たり、違法に新聞記者証を使用するなどの悪い従業記録を持つ人員を採用してはならない。

第二十九条 新聞機関は毎年定期的に新聞記者証の所持者の名簿と新たに新聞記者証を受領申請した人員の名簿を公示し、その所属するメディアに「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」のウェブアドレスおよび摘発電話を公表し、社会公衆が新聞記者証を確認するとともにその監督を受けることができるよう利便を与えるべきである。

第三十条 被取材者及び社会公衆は新聞記者のニュース取材活動に対して監督を行い、“全国新聞記者証管理及び確認検証ネットシステム”などのルートを通じて新聞記者証を確認検証し、記者の身分を確認するとともに新聞記者の違法行為に対して摘発を行う権利を有する。

第三十一条 新聞記者が違法行為を疑われ、関係部門に立件調査されている場合、新聞出版総署はその違法嫌疑の情状によって「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」を通じてその新聞記者証の使用を中止させ、それぞれ異なる状況に基づいて法律に従って処理することができる。

る。

第三十二条 新聞記者証は年度確認検証制度を実行し、新聞出版総署と各省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門及び解放軍総政治部宣伝部の新聞出版局がそれぞれ中央の新聞機関、地方の新聞機関と解放軍及武装警察（国境警備、消防、警備部隊を含まず）の新聞機関の新聞記者証の年度確認検証業務の責任を負う。

新聞記者証の年度確認検証は毎年1月から始め、3月15日以前に終了する。各省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門及び解放軍総政治部宣伝部の新聞出版局は3月31日以前に新聞出版総署に年度確認検証報告を伝えなければならない。

新聞機関が規定に従って新聞記者証の年度確認検証を行わなかった場合、発給機関によってすべての新聞記者証は無効にされる。

第三十三条 新聞記者証の年度確認検証業務は新聞機関によって自ら調査を行い、「新聞記者証年度確認検証表」に記入し、主管単位の審査検証を受けた後、新聞出版行政部門に報告して法律に従って検証する。年度確認検証の主要内容は：

- (一) 記者証を持つ人員に新聞記者証を持つあらゆる条件を備えているかどうかを検査する；
- (二) 記者証を持つ人員に本年度内に違法行為が行われたかどうかを検査する；
- (三) 記者証を持つ人員の登記情報に変更があったかどうかを検査する。

年度確認検証を通過した新聞記者証は新聞出版行政部門によって年度確認検証シールが発給されるとともに、新聞記者証の年度確認検証の位置に貼る。新聞記者証の有効期限は年度確認検証シールの期限を基準とする。年度確認検証を通過しなかった新聞記者証は発給機関によって無効にされ、引き続き使用することはできない。

## 責任

第三十四条 新聞機関およびその業務人員が本弁法に違反した場合、新聞出版行政部門はその情状の軽重を見て、下記の行政措置を取ることができる。

- (一) 通報批判；
- (二) 公開での自己批判を命ずる；
- (三) 是正を命ずる；
- (四) 新聞記者証の使用を中止させる；
- (五) 主管単位、主宰単位に整頓改革の監督の責任を負わせる。

本条例で記載されている行政措置は併用することができる。

第三十五条 新聞機関業務人員が下記の行為の一つを行った時、新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門によって警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処せられ、情状の悪いものは、その新聞記者証を取消、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される：

- (一) 本弁法の第十七条に違反し、関係活動に従事した；
- (二) 本弁法の第十八条に違反し、虚偽の報道を編集送信した；
- (三) 本弁法の第十九条に違反し、新聞記者証を貸与、改ざんしたものあるいは職務の利便を利用し、不当な活動に従事した；
- (四) 本弁法の第二十条に違反し、職場を離れる前に新聞記者証を返却しなかった。

第三十六条 新聞機関が下記の行為の一つを行った時、新聞出版総署あるいは省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門によって、違法所得が没収され、警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処せられ、当該新聞機関の新聞記者証の承認発給を一時停止するとともに、主管単位、主宰単位にその責任者に対して、処分を行うよう提案することができる：

- (一) 本弁法の第六条に違反し、勝手に新聞記者証を制作、模造、発給、販売した、あるいは勝手に取材証明書を制作、発給、販売した；
- (二) 本弁法の第八条に違反し、虚偽の申告資料を提出した；
- (三) 本弁法の第九条、第十条に基づいて、厳格に取材編集人員の資格を審査確認しなかったものあるいは勝手に新聞記者証の発給範囲を拡大した；
- (四) 本弁法の第十六条に違反し、新聞機関内の新聞記者証を持参していない人員が、ニュース取材活動に従事した；
- (五) 本弁法の第二十条に違反し、適時に新聞記者証を無効にしなかった；
- (六) 本弁法の第二十二条に違反し、適時に無効手続きの処理を行わなかった；
- (七) 本弁法の第二十八条に違反し、監督管理責任を履行せず、適時に条件に合致した取材編集人員のために、新聞記者証を受領申請しなかったものあるいは規則に違反し関係人員を任用した；
- (八) 本弁法の第二十九条に違反し、関係情報を告示あるいは公布しなかった；
- (九) 本弁法の第三十二条に違反し、期限通りに年度確認検証に参加しなかった；
- (十) 新聞機関業務人員に第三十五条に記載されている行為が行われたことに対して管理責任を負う。

第三十七条 社会組織あるいは個人が下記の行為の一つを行った時、新聞出版行政部門によって関係部門と連携して調査し、違法所得が没収され、警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処せられ、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される：

- (一) 勝手に新聞記者証を制作、模造、発給、販売したものあるいは勝手に取材証明書を制作、発給、販売した；
- (二) 新聞機関を装い、新聞記者を騙ってニュース取材活動に従事した；
- (三) ニュース取材を名目にして各種活動を行った、あるいは利益を得た。

第三十八条 新聞記者で違法活動によって、新聞記者証が取消されたものは、5年以内は新聞記者証を新たに受領申請することができず、刑事責任が追究されたものは、終身新聞記者証を受領申請することができない。

## 附則

第三十九条 国外及び香港、マカオ、台湾の新聞機関の人員が域内でニュース取材活動に従事する場合、本弁法は適用されない。

第四十条 本弁法は2009年10月15日から施行される。2005年1月10日に新聞出版総署が公布した「新聞記者証管理弁法」は同時に廃止され、本弁法発効前に公布された本弁法と一致しないその他の規定はこれ以上執行しない。

(陳淳美恵、黄慧作、金芳舟、雷佳、デギドルマ、周冠喬 翻訳・陳淳美恵、周冠喬 整理)

## 4. 「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」

(原文)

关于在新闻网站核发新闻记者证的通知

(新广出发〔2014〕122号)

各省、自治区、直辖市新闻出版广电局、网信办，新疆生产建设兵团新闻出版局、网信办，解放军总政治部宣传部新闻出版局、网信办，中央和国家机关各部委、各民主党派、各人民团体新闻机构主管单位，中央新闻网站：

为加强新闻网站编辑记者队伍建设，提高队伍整体素质，根据中央有关要求，按照《国务院关于授权国家互联网信息办公室负责互联网信息内容管理工作的通知》《互联网信息服务管理办法》《互联网新闻信息服务管理规定》《新闻记者证管理办法》等相关规定，决定在已取得互联网新闻信息服务许可一类资质并符合条件的新闻网站中按照“周密实施、分期分批、稳妥有序、可管可控”的原则核发新闻记者证。现将有关事项通知如下：

## 一、申领范围

经国家互联网信息办公室批准的，取得互联网新闻信息服务许可一类资质并符合条件的新闻网站中，专职从事新闻采编业务的在岗人员。

下列人员不发新闻记者证：(1) 新闻网站中党务、行政、后勤、广告、发行、经营、技术等非采编岗位工作人员；(2) 新闻网站以外的工作人员，包括为新闻网站提供稿件或节目的通讯员、特约撰稿人、特约记者，专职或者兼职为新闻网站提供稿件的党政机关、企事业单位的工作人员以及其他社会人员；(3) 在新闻采编活动中因违法违纪受过严重处罚的人员以及有不良从业记录的人员。

新闻网站采编人员申领新闻记者证不收取任何费用。

## 二、申领条件

新闻网站中申领新闻记者证的人员须同时具备下列条件：

- (一) 遵守国家法律、法规和新闻工作者职业道德。
- (二) 新闻网站编制内或者正式聘用，专职从事新闻采编工作且具有一年以上新闻采编工作经历的人员。
- (三) 具备大学专科及以上学历。
- (四) 获得国家互联网信息办公室颁发的《互联网新闻采编培训合格证》或新闻出版广电行政部门颁发的职业资格证书。

### 三、申领程序

中央新闻网站申领新闻记者证的人员经国家互联网信息办公室审核后，由国家新闻出版广电总局核发；地方新闻网站申领新闻记者证的人员经所在地省级互联网信息主管部门和省级新闻出版广电行政部门审核后，报国家互联网信息办公室复审，由国家新闻出版广电总局核发。

申请领取新闻记者证的新闻网站，须按照规定填报书面申请材料（包括《领取中国记者网加密终端申请表》《领取新闻记者证登记表》《领取新闻记者证人员情况表》等），并通过中国记者网“全国新闻记者证管理及核验网络系统”（以下简称中国记者网，网址 <http://press.gapp.gov.cn>）报送电子材料。中国记者网的加密终端由国家新闻出版广电总局免费提供。

(一) 中央新闻网站按照有关要求，填写和准备书面申请材料，报国家互联网信息办公室审核并在《领取中国记者网加密终端申请表》《领取新闻记者证登记表》的“主管部门（单位）意见”栏签章后，报国家新闻出版广电总局审核并免费领取加密终端，同时通过中国记者网报送电子材料，经国家互联网信息办公室网上审核同意后，由国家新闻出版广电总局核发新闻记者证。

(二) 地方新闻网站按照有关要求，填写和准备书面申请材料，报所在地省级互联网信息主管部门审核并在《领取中国记者网加密终端申请表》《领取新闻记者证登记表》的“主管部门（单位）意见”栏签章后，报所在地省级新闻出版广电行政部门审核并免费领取加密终端，同时通过中国记者网报送电子材料，依次经省级互联网信息主管部门、省级新闻出版广电行政部门、国家互联网信息办公室网上审核同意后，由国家新闻出版广电总局核发。

### 四、申领时间

从2015年1月起及时组织符合条件的新闻网站申领核发新闻记者证工作。

### 五、相关要求

(一) 为确保在新闻网站核发新闻记者证工作顺利开展，新闻网站须严格审核本单位申领人的资格条件，严格控制记者证发放范围，在申领过程中须如实填写相关表格，及时完整提交申请材料，按时完成新闻记者证的申领工作，并在今后的管理中严格遵守《新闻记者证管理办法》等有关规定；对不如实填写申报材料或者提供虚假申报材料的，一律取消申领资格；要指定专人负责保管和使用加密终端，建章立制，确保数据传输安全。

(二) 新闻网站主办及主管部门须认真履行审核职责，严格审核新闻网站提交的申报材料，指导新

聞网站按时完成新闻记者证核发工作，并不断加强对新闻网站新闻记者的监督管理工作。

(三) 各级新闻出版广电行政部门、互联网信息主管部门要进一步完善工作联动机制，各司其职，协同配合，严格按照《新闻记者证管理办法》规定的标准、范围、程序核发新闻网站新闻记者证，加强新闻网站新闻记者的教育培训、日常管理、违法违规查处等工作，推动新闻网站采编人员队伍建设。

国家新闻出版广电总局  
国家互联网信息办公室  
2014年10月21日

(日訳)

「インターネットニュースサイトにおける新聞記者証確認発給に関する通知」  
(新広出発 [2014]122号)

各省、自治区、直轄市新聞出版放送テレビ局、インターネット情報弁公室、新疆生産建設兵団新聞出版局、インターネット情報弁公室、中央と国家機関各部委、各民主党派、各人民団体新聞機関主管単位、中央インターネットニュースサイト；

インターネットニュースサイトの編集記者隊列の建設を強化し、隊列全体の素養を向上させるため、中央の関係要求に基づき、「國務院の国家インターネット情報弁公室に権限を与えインターネット情報の内容管理業務の責任を負わせることに関する通知」、「インターネットサービス管理弁法」、「インターネットニュース情報サービス管理規定」、「新聞記者証管理弁法」などの関係規定に合わせ、すでにインターネットニュース情報サービス許可一類資質を取得するとともに条件に合致したインターネットニュースサイトの中で「周密に実施し、時期を分け類別ごとに、穩当かつ順序だつて、管理できコントロールできる」という原則に従って新聞記者証を確認発給することを決定した。ここに關係事項を下記のように通知する。

#### 1. 受領申請範圍

国家インターネット情報弁公室に認可され、インターネットニュース情報サービス許可一類資質を取得するとともに条件に合致したインターネットニュースサイトの中で、ニュース取材編集業務に專業として従事している在職人員。

下記の人員には新聞記者証を發給しない。(1) インターネットニュースサイトの中の党務、行政、後勤、廣告、發行、經營、技術などの非取材編集職域の業務人員。(2) インターネットニュースサイト以外の業務人員、インターネットニュースサイトのために原稿あるいは番組を提供する通信員、特約ライター、特約記者、專業あるいは兼業でインターネットニュースサイトに原稿を提供する党政機關、企事業などの單位の業務人員及びその他の社会人員。(3) ニュース取材編集活動の中で法律に違反し、規律に違反し厳しい処罰を受けた人員及び悪い従業記録のある人員。

インターネットニュースサイトの取材編集人員が新聞記者証の受領申請を行うのにいかなる費用

も徴収しない。

## 2. 受領申請条件

インターネットニュースサイトの中で新聞記者証を受領申請する人員は同時に下記の条件を備えなければならない。

- (1) 国家の法律、法規および新聞工作者職業道徳を遵守する。
- (2) インターネットニュースサイトの編成内あるいは正式に任用され、專業としてニュース取材編集に従事し一年以上のニュース取材編集業務経歴をもつ。
- (3) 大学専科以上の学歴を備える。
- (4) 国家インターネット情報弁公室の交付した「インターネットニュース取材編集研修合格証」あるいは新聞出版ラジオテレビ行政部門が交付した職業資格証を得ている。

## 3. 受領申請手順

中央のインターネットニュースサイトの新聞記者証を受領申請する人員は、国家インターネット情報弁公室の審査承認を受けた後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。地方のインターネットニュースサイトの新聞記者証を受領申請する人員は、所在地の省級インターネット情報主管部門と省級新聞出版ラジオテレビ部門の審査承認を受けた後、国家インターネット情報弁公室へ報告再審査後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。

新聞記者証受領申請するインターネットニュースサイトは規定に従って書面申請書類（「中国記者ネット Encryption terminal 申請書」、「新聞記者証受領登記表」、「新聞記者証受領人員情況表」などを含む）に記入し、中国記者ネット「全国新聞記者証管理および確認検証ネットシステム」（以下中国記者ネットと略称する。サイトアドレスは <http://press.gapp.gov.cn>）を通じて電子資料を送信する。中国記者ネットの Encryption terminal は国家新聞出版ラジオテレビ総局によって無料で提供される。

(1) 中央のインターネットニュースサイトは関係要求に合わせて書面申請書類に記入、準備をし、審査承認のため国家インターネット情報弁公室へ報告するとともに「中国記者ネット Encryption terminal 申請書」、「新聞記者証受領登記表」の「主管部門（単位）の意見」欄に押印した後、審査承認のため国家新聞出版ラジオテレビ総局に報告するとともに、無料で Encryption terminal を受領し、これと同時に中国記者ネットを通じて電子資料を送信し、国家インターネット情報弁公室のネット審査承認同意後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって新聞記者証が承認発給される。

(2) 地方のインターネットニュースサイトは関係要求に合わせて書面申請書類に記入、準備をし、審査承認のため所在地の省級インターネット情報主管部門へ報告するとともに「中国記者ネット Encryption terminal 申請書」、「新聞記者証受領登記表」の「主管部門（単位）の意見」欄に押印した後、審査承認のため所在地の省級新聞出版ラジオテレビ行政部門に報告するとともに、無料で Encryption terminal を受領し、これと同時に中国記者ネットを通じて電子資料を送信し、順次省級インターネット情報主管部門、省級新聞出版ラジオテレビ行政部門、国家インターネット情報弁公室のネット審査承認同意後、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって承認発給される。

#### 4. 受領申請期間

2015年1月から適時条件に合致したインターネットニュースサイトの新聞記者証受領審査承認発給工作进行を組織する。

#### 5. 関係要求

(1) インターネットニュースサイトの新聞記者証承認発給業務を順調に行うことを確保するため、インターネットニュースサイトは厳格に当該単位の受領申請者の資格条件を審査承認し、記者証発給の範囲を厳格にコントロールし、受領申請の過程の中では関係書式に事実通り記入し、適時に申請資料を整えて提出し、期限通り新聞記者証の受領申請業務を完了するとともに、今後の管理の中で「新聞記者証管理弁法」などの関係規定を厳格に遵守しなければならない。申請報告資料を事実通りに記入しなかったり、あるいは虚偽の申請報告資料を提供したものは、すべて受領申請資格を取り消す。専従者を指定し Encryption terminal を保管使用し、利用規則を作り、データ通信の安全を確保しなければならない。

(2) インターネットニュースサイトの主宰および主管部門は真剣に審査確認の職責を履行し、厳格にインターネットニュースサイトの提出した申請報告資料を審査確認し、インターネットニュースサイトが期限通り新聞記者証の確認発給業務を完了できるよう指導しなければならない。併せてインターネットニュースサイトの新聞記者の管理監督作業を絶えず強化しなければならない。

(3) 各級新聞出版ラジオテレビ行政部門、インターネット情報主管部門はより一層業務連動メカニズムを整ったものにし、それぞれが職務を全うし、協力呼応し、厳格に「新聞記者証管理弁法」の規定する基準、範囲、手順に合わせてインターネットニュースサイトの新聞記者証の確認発給を行い、インターネットニュースサイトの新聞記者の教育研修、日常管理、法律違反法規違反調査処理などの業務を強化し、インターネットニュースサイトの取材編集人員隊列建設を推進しなければならない。

国家新聞出版ラジオテレビ総局

国家インターネット情報弁公室

2014年10月21日